

## 平成28年知内町議会第1回定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 平成28年3月4日（金）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年3月4日（金） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成28年3月4日（金） 午後 2時50分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	五十嵐捷爾
2番	木村一	7番	谷口康之
3番	松井盛泰	8番	吉田峰一
4番	泉政栄	9番	森永勉
5番	敦澤良子	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 1番 西山和夫 8番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
地域創生推進室長	島津泰博
生活福祉課長	松崎輝幸
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
建設水道課主任技師	佐藤和人
出納室長	松本泰行
教育長	田中健一
教育次長	田中志津夫
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
代表監査委員	村上壽

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

## 平成 2 8 年知内町議会第 1 回定例会議事日程

(第 2 号)

平成 2 8 年 3 月 4 日 (金) 午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1 第 2	議案第 9 号	会議録署名議員の氏名 1 番、西山和夫君 8 番、吉田峰一君 第 6 次知内町まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）の策定について  知内町まちづくり総合計画調査特別委員会（付託質疑）
第 3	議案第 10 号	知内町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
第 4	議案第 11 号	知内町行政不服審査会条例の制定について
第 5	議案第 12 号	知内町行政不服審査法による手数料条例の制定について
第 6	議案第 13 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第 7	議案第 14 号	知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について
第 8	議案第 15 号	知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例の制定について
第 9	議案第 16 号	平成 2 8 年度知内町一般会計予算について
第 10	議案第 17 号	平成 2 8 年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について
第 11	議案第 18 号	平成 2 8 年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について
第 12	議案第 19 号	平成 2 8 年度知内町介護保険特別会計予算について
第 13	議案第 20 号	平成 2 8 年度知内町公共下水道事業特別会計予算について
第 14	議案第 21 号	平成 2 8 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について
第 15	議案第 22 号	平成 2 8 年度知内町水道事業会計予算について
		議案第 1 0 号から議案第 2 2 号までの 1 3 議案 （一括予算審査特別委員会（付託質疑））

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

おはようございます。第 1 回定例会の 2 日目であります。よろしくご審議の程お願い致します。

只今の出席議員数は、1 0 人です。

定足数に達していますので、会議は成立致します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、西山和夫君及び8番、吉田峰一君を指名します。

---

● 議案第9号 第6次知内町まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）の策定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、議案第9号、『第6次知内町まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）の策定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

議案第9号、第6次知内町まちづくり総合計画の策定について。

第6次知内町まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）を別紙のとおり策定したいので、知内町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求める。

行政報告でも申し上げましたが、本町のまちづくりの指針となる第6次まちづくり総合計画の基本構想と基本計画について、まちづくり総合計画審議会の藤谷会長から答申をいただいたところであり、審議会委員の皆さんには、知内町の将来をしっかりと見据えて、審議会、専門委員会において、議論を重ねていただいて、まとめていただいたところであり、さらには、議会においても調査特別委員会において、ご審議いただいたところあります。先日、国勢調査の速報値が公表されましたが、道内で渡島檜山管内が特に減少率が高くなっており、特に渡島西部の松前町が16.1%と全道で5番目、木古内町が14.9%で8番目、福島町も13.5%と著しくなっている状況の中で、本町においても8.3%の減少となっておりますが、町の地域資源を生かした産業の活性化対策や町の活力源となる若者定住のための雇用、就業支援施策の取組み、子育て支援のための医療費の無料化や、予防接種等、保健事業の拡充など、ほか各種スポーツ大会や合宿誘致など、積極的に推し進めたことが他町との違いとなって現れたものと考えております。しかし、本町においても、大変、厳しい現状でありますので、しっかりと受け止めさせていただき、この度の答申書に付記された各専門委員会の意見を尊重させていただき、各種施策を積極的に推進することにより、誰もが輝く、定住・移住・交流のまちの実現を図りたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、計画の内容については、この後、政策室長の方から説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長からの提案理由の説明がありました。総合計画の内容と昨日、配付されました、別添、まちづくり総合計画5か年の前期実施計画及び知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョンについて、関連がありますので、説明願います。

まず、政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

まず、冒頭、議案第9号の総合計画、基本構想及び基本計画につきまして、記載の誤り、

記載の漏れがございましたので、冒頭、お詫びと訂正を申し上げます。

既に正誤表をお配りしてはいますが、そちらの方、まず、ご説明を申し上げます。基本構想編の11ページでございます。上から2行目なんですけれども、2月に開催しているサマーカーニバルという記述がございました。申し訳ございません。これは8月の誤りでございますので、訂正をお願い致します。更に、基本構想編の13ページでございます。下から5行目、するもの17ですというような、意味不明の文字が混入してしまいました。申し訳ございません。これも17という文字を削除していただき、するものですよというふうに訂正をお願い致します。同じく基本構想編、24ページ目でございます。上から数えまして、16行目なんですけれども、②増殖事業の推進と藻場の保全という言葉に記載しておりました。実は藻場の保全というのは、ほかの方で次の③のところ記載をしておりますので、この用語を削除すべきところを削除漏れとなっておりますので、正の右のように、②増殖事業の推進というふうに訂正をお願い致します。更に同じページでございます。18行目でございます。④の種苗生産施設の機能充実という用語が残ってございました。実はこちらの概要にも記載のとおり、②と③の事業の中で、種苗生産施設の記述を整理して記載してございますので、ここの部分、④は削除すべきところを削除漏れとなっておりますので、正のように訂正をお願い致します。更に同じく24ページ目、その下の19行目でございます。⑤養殖基本施設の新設という語も同様にですね、②と③の事業の中で整理をしてございますので、削除すべきところを削除漏れとなっておりますので、そのように訂正をお願い致します。更に基本計画編でございます。基本計画の10ページ目でございます。5行目に水産のところなんですけれども、1,744tという記述がございました。これは1,290tの誤りでございますので、数値誤りということで訂正をお願い致します。更に水産の部分の11行目でございます。先ほどの基本構想編と連動した訂正となるんですけれども、11ページ、6行目でございます。②の増殖事業の推進と藻場の保全のところの藻場の保全の部分の用語を削除をお願い致します。更に同じページ、8行目、9行目、④と⑤も先ほどご説明を申し上げます。基本構想と連動を致しまして、②、③の中で整理済みということで、削除をお願い致します。更に同じく基本計画編の19ページ目でございます。4行目の次、実はこれ記述の漏れがございました。⑤の湯ノ里小学校、涌元小学校に在籍児童同居世帯への支援ということで、主な施策の体系には記述していたんですけれども、その次の主な施策への記述が漏れておりましたので、追記をお願い致します。更に同じく19ページ目、今、ご説明をした、その次の行にですね、具体の事業と致しまして、小学校児童の確保対策と連動し、湯ノ里、ハマナス等団地の空き家活用を推進しますという文言の追記をお願い致します。最後です。62ページ目でございます。知内高校二間口の維持対策に向けていろいろな施策を記述しているんですけれども、その末尾のところですね、生徒受入拡大に向け、青少年交流センター、これは、寄宿舎なんですけれども、増築改修を図りますという文言が記述というのが漏れておりましたので、その分、追記をお願い致します。以上、12点の訂正をお願い致します。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、私から第6次まちづくり総合計画基本構想、基本計画の概要について、ご説明を申し上げます。既にこれまで4回にわたる調査特別委員会で審議をいただいております。2月5日に議会の特別委員会で、様々なご意見、修正意見などもいただいておりますので、それへの対応について、重点的にご説明を申し上げます。

まず、基本構想の16ページ目でございます。先ほど冒頭、町長からもご説明を申し上げます。まちづくりのイメージテーマでございます。「誰もが輝く定住・移住・交流の

まち」という言葉についてでございます。2月5日の時点で、審議会の議論を経たということは、ご理解をいただいたということではありましたが、今後、この言葉を様々な場面で、町を紹介するキーワードとして使っていく場合、少し長いのではないのかなというご意見、ご感想をいただいたところです。これにつきまして、私自身もこれまでの「笑顔輝く躍動の舞台」という言葉を自分自身の名刺にも刷り込みまして、様々な場所で使っておりました。それから考えますと、確かにこのスローガン、少し文字数が多いのかなという感触もございましたので、この点、2月19日に開催を致しました第6回目の最終の審議会でご説明をしながら、委員の方々のご意見をいただいたところです。これまで調査した結果ですね、北海道内に179の市町村があるんですけども、その中で、まちづくりのテーマとして、輝くという言葉を使った市町村がですね、現在37確認されてございます。近く函館市では、例えば「人が輝きまちが輝く交流都市はこだて」というようなスローガンを使ってございます。更に少し遠いんですけども、弟子屈町では、少し長くてですね、「摩周湖といで湯のロマン弟子屈町 大自然のステージを未来につなぎ、輝く人々がハーモニーを奏でるまち」というような、少し長いスローガンもございます。これらの37の町村のスローガンを委員の皆様にお示しをしながら、もしよりよいスローガンなり、案があればということでお諮りをしたんですけども、委員の中からはですね、特段のご意見というより、当初の原案のとおり、「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」でよろしいのではないかとご意見をいただきましたので、そのような答申をいただいて、今回、最終案として提出をしているものでございます。

更に1つ戻っていただきまして、15ページでございます。15ページ、上の計画の推進方針のところ、これまでの調査特別委員会で、特段お示しをしてこなかったんですけども、基本的には第5次の方針を踏襲しているんですけども、15ページの末尾の部分でございます。基本構想や基本計画の変更が必要となった場合には、議会基本条例の規定に基づき、議会の議決を求めるということを明文化して、記載しているものでございます。

更に人口の将来展望につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略で整理を致しました人口ビジョンと連動を致しまして、10年後の人口目標を4,246人と設定を致しまして、基本構想の22ページに記述してございます。前段21ページ目の人口の将来展望の過程ですとか、この3つの前提条件を設定した上で、次の22ページ目のところで、4,246人が10年後の想定人口ということで設定をするということなんですけれども、先ほど町長からもお伝えを致しました、昨年10月の国勢調査の速報数値では、4,654人ということで、この10年間で人口減少408人ととどめるということでございます。これまでの通常、年間転出の超過ですとか、自然減、死亡する方が生まれる子どもより多いということがありまして、毎年70から90人程度の人口減少を見てきてきたということから致しますと、10年間で700名程度、700名から800名、900名程度の人口減が予想される中、それを408人ととどめようという計画でございますので、相当、ある程度のハードルが計画としてはあるかなということではあるんですけども、今後、まちづくりに向けた各種の施策ですとか、まち・ひと・しごと総合戦略で、3つのプロジェクトを設定してございます。更にまた後ほどご説明を致しますけれども、活動対策事業ですとか、様々な定住・移住・交流・出生対策を推進していくことによって、この目標数値に近づけていきたいというふうに考えてございます。

次に基本計画についてです。基本計画の8ページ目でございます。基本計画の8ページ目、林業の施策を記述しているところなんですけれども、調査特別委員会でですね、森林づくりを担う人材の育成に向けて、プランナーの育成のみならず、林業就業者の育成など

の文言を盛り込むべきではないかというご意見をいただいていたところでございます。中程の(2)森林資源の循環利用の推進により、林業、木材産業等の振興のところで、①の地域の森林づくりを担う人材の育成のところに、新たに林業就業者の確保のため、関係機関と連携をしながら、育成強化に努め、支援体制の構築や支援策についての検討をしますという文言を追加してございます。これにつきましても、このような追加を致しまして、審議会での同意をいただいているところでございます。更に11ページ目の漁業振興策のところでは、これも先の調査特別委員会で海水の高温水化が漁獲に悪影響を及ぼしているということもありますので、それらの対策を記述すべきではないかというご意見をいただきました。そこにつきまして、11ページ目、下段の③藻場の保全と漁場管理の強化のところで、新たな施策と致しまして、近年の海水温上昇による漁獲不振に対応するため、漁場環境データの収集解析を進め、必要な対策を検討しますというような文言を追加しているものがございます。更に基本計画、29ページ目でございます。国道の安全対策のところで、ここは具体的にご意見ということではありませんでしたけれども、この度の低気圧の通過に伴いまして、国道228号、中ノ川地区の海岸浸食が相当進んでいるというご意見をいただきました。何らかの対策が必要ではないかということで、既に国道管理をしております江差道路事務所の方には、状況を連絡しながら、対策を要望しているところなんですけれども、総合計画の中でも明示して、文言に盛り込むべきものと判断を致しまして、29ページ目、中程の②国道、道道の安全対策の促進のところに、新たに国道中ノ川地区の海岸浸食対策を要望しますというような文言を追加してございます。更に基本計画47ページ目の高齢者の福祉施策のところでございます。②番の高齢者福祉施設等の整備充実のところには、グループホームの整備というのが明示されていないのではないかというご意見をいただいておりますので、この点につきまして、②の高齢者福祉施設等の整備充実のところに、具体の事業と致しまして、高齢者が安心して暮らせるよう、グループホーム等の高齢者向けの施設・住宅について、地域の実情に応じて検討・整備をしますという文言を追加、整理してございます。以上、前回の調査特別委員会でいただきましたご意見につきましては、対応する修正、追加と致しまして、審議会にお諮りをし、ご了承をいただいて、今、ご説明したような、追加、修正をしているところでございます。あとご意見をいただいた箇所に対する修正、追加のほかにもですね、基本的に計画の文言の内容としては変えてはいないんですけれども、それぞれいろいろな各担当課の中で、言い回しですとか、文体が少し統一が図られていないという思われる箇所がございましたので、克明的な意味で文言の修正を若干しておりますので、その点について、ご理解をくださいますように、よろしくお願い致します。基本構想、基本計画のご説明につきましては、大変、雑ばくなんですけれども、以上とさせていただきます。

引き続き、先に提出を申し上げました、第6次知内町まちづくり総合計画の前期5か年間の実施計画について、ご説明を申し上げます。A3の横長の資料でございます。よろしいでしょうか。表紙、まず、めくっていただきまして、1ページ目でございます。第6次まちづくり総合計画、前期、平成28年から32年の事業実施計画、事業費等の集計をしてございます。先ほどの基本構想・基本計画の中で、定住・移住・交流・出生という大きな4つの柱の施策を進めるにあたりまして、前期で具体的に想定されている事業、各課でいろいろと検討をいただき、集計をしたものでございます。結果、こちらの1ページの左上の表にごございましたとおり、平成28年から32年までの5か年間の合計で、事業費と致しましては、136億1,307万1千円ということで、大きな金額が記載されているわけなんですけれども、ただ、中にですね、例えば小谷石の漁港のことですとか、道営事業の

事業費も含まれておりますので、この130億円というのは、すべて町の一般会計なり、特別会計に計上をされるというものではございませんので、その点、ご理解をいただきたいと思っております。右の一般財源のところ、大体、平均で3億5千万円から8千万円程度ということなんですけれども、平成30年度に少し突出をして、7億6千万円という想定がされてございます。これは後ほどご説明を致します。

3ページ目の事業ナンバー8番のところなんですけれども、国営の償還対策というのがこれまでの計画に登載してございませんでした。この事業、新たに登載をして、一定程度の一般財源を想定されるということで、平成30年度の町の一般財源が少し他の年度に比べ突出しているという状況でございます。更に平成31年度のところの起債額をご覧いただきたいと思っております。それまで28年から2億円、4億円ということの起債額だったんですけれども、平成31年少し起債額が突出をしてございます。11億5千万円ということでございます。中身はこれも後ほどご説明を申し上げます。事業ナンバー124番の防災行政無線施設の更新、さらには、171番、認定子ども園の建設、さらには、218番、CCRCの建設ということで、少し事業が膨らむのは、平成31年度に集中しているなということございまして、この辺につきましても、いろいろな制度活用ですとか、補助金、起債の付き具合ですとかによって、事業の調整が今後、必要になってくるものと思われまます。更に1ページ目の下の方でございます。施策区分毎にそれぞれを集計致しました。先ほどの5年間全体の中で、136億円の中で、ご覧のとおり、I-1番の定住-産業振興・雇用施策の部分が58億5,600万円ということで、まず、この事業費を集中的に産業振興に振り向けていくというのがご覧いただけると思っております。全体の事業、254本の中でも、I-1の定住-産業振興・雇用の部分がそのうち72本の事業を占めるということで、この前期5年の中では、産業振興を重点的に進めていくというような計画内容になっているということでございます。

次に2ページ目は、これは施策の区分表でございまして、小さい字で恐縮なんですけれども、全体64の施策の柱で整理をしてございます。

次に3ページ目以降、主な事業について、ご説明を申し上げます。新しいハード事業につきましては、黄色い囲み線を表示してございます。それ以外でも先ほども少し触れましたが、事業ナンバー8番です。国営土地改良負担金総合償還対策事業ということで、平成30年に11億7千万円ということで、これは町全体としての負担すべき金額というのは、これで固まっているわけなんですけれども、それについていろいろな財源を駆使しながら、償還対策を進めていこうということで、これは第5次の計画に記述してこなかった、純粹に新しい事業でございます。

更に少し飛んでいただきまして、5ページ目をご覧いただきたいと思っております。事業ナンバー70番、71番、72番です。知内町ものづくり産業振興事業ということで、これは平成27年度に条例の議決をいただいて、既に事業としてはスタートしておりますので、区分と致しましては、継続という表示でございましてけれども、こちらに記載のとおり、例えば雇用担い手支援につきましては、5か年間で1億9千万円ですとか、ものづくり支援で4億3千万円ですとか、これも新しい工場の進出を支援するだとか、ある程度の事業費を想定したこれらの事業をこの計画の中に盛り込んでいるものでございます。

更に6ページ目でございます。事業ナンバー104番です。知内版デマンド交通検証事業ということで、これもハード事業ではないんですけれども、平成28年度から実はこの平成28年度の事業費というのは、昨日、平成27年度の一般会計の補正を議決いただいたんですけれども、27年度予算の繰越分も一応、決算としては28で整理されるという

ことで、こちらに事業費を記載しているものでございます。更に事業ナンバー105番から114番、新規のハード事業を掲載してございます。道路の整備から橋梁の整備をこの5か年間の中で計画的に進めてまいるといような計画内容でございます。

更に7ページ目でございます。事業ナンバー124番です。防災行政無線整備事業ということで、法改正に伴いまして、今のアナログ方式からデジタル化に移行しなければならないということでございます。現在のところ、平成31年に5億円を投じてこの防災行政無線を新たに整備をしようという計画でございます。更に事業ナンバー132番です。これも昨日の審議の中で、少しご議論いただいたところなんですけれども、認知症高齢者のグループホーム整備事業ということで、現在、事業主体と致しましては、社会福祉法人、民間の方々、もしくは、町ということで、まだここは今後、議論が必要だということなんですけれども、一応、5か年間の最後の方、平成31年に1億5千万円を投じて、整備をしようという計画でございます。

更に8ページ目でございます。事業ナンバー171番です。認定子ども園の整備ということで、これも幼稚園の改築に合わせ、民間の保育所との統合ということですね、まだ、越えなければいけない人の整理のことでとか、いろいろな課題も残されているわけでございますけれども、現段階、平成31年に5億円を投じて認定子ども園を整備してまいりたいというような計画内容でございます。

更に少し飛びまして、10ページ目でございます。事業ナンバー218番です。知内版CCRC整備事業ということで、これも昨日も補正予算の中で少しご議論をいただいたところです。都市部から元気なシニア世代の方々に移住をしていただいて、まちづくりの人材として活躍していただきながら、町内にいらっしゃる若い世代の方々ですとか、町内の高齢者の方々と交流、対流していただくようなエリアを作っていくことが、知内版のCCRCで目指しているところでございますが、ただ、こちらの記載のとおりの実費もまだ想定ということございまして、まだ、具体的な設計をしているわけではございませんので、あくまでも現段階の想定数値と致しまして、少し大きな数字でございます。8億8,400万円ということで、この計画の中に計上しているものでございます。以上、大変、雑ぱくだったんですけれども、かいつまんでこの実施計画についてのご説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

創生室長。

#### ◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

それではですね、私の方から知内町人口ビジョン、知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略のですね、概容を説明させていただきます。なお、説明にあたりましては、概括的な説明をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

それでは、知内町人口ビジョンとですね、知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、まち・ひと・しごと創生法、平成26年11月28日法律第136号のですね、第10条に基づき、国、都道府県は、総合戦略を勘案して、各市町村においては、区域の実情に応じたまち・ひと・しごとの創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されております。この規定に基づきまして、人口ビジョン、総合戦略を策定したところでございます。

まず、はじめに、人口ビジョンから説明させていただきます。知内町人口ビジョンは、本町における人口の現状を分析することで、すみません。資料はですね、町行政執行方針というところのですね、一番最後のページに付けています。よろしいでしょうか。人口ビ



ジョンという冊子とですね、まち・ひと・しごと創生総合戦略という冊子、2つ付いています。それで、先ほどもお話したとおり、概括的なちょっとお話をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお話ししたいなと思います。

まず、知内町人口ビジョンについてでございます。知内町人口ビジョンは、本町における人口の現状を分析することで、本町が直面する人口減少問題に対して、町民の認識の共有を目指すともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するための将来展望を示した上で、その実現に向けた具体的な施策を知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げ、実践するための重要な基礎資料となるものがございます。本ビジョンにおいては、本町の人口動向の分析、将来人口の推計及び分析、人口の変化が本町の将来に与える影響の分析及び考察を行うとともに、町民の定住、移住に関する意向や本町における就労、結婚、出産、子育ての希望などの意識を把握した上で、これらの希望を可能な限りかなえるために、本町の目指すべき将来の方向を示すものです。対象期間につきましては、国の計画策定同様に2015年から2060年、平成でいいますと、平成27年から平成72年になりますけれども、までとしているところでございます。人口の将来展望につきましては、合計特殊出生率を現在の1.53から目標の中間年である2040年には、1.84に回復させ、更に以降2060年までに国が示す人口置換水準である2.07まで上昇させることや、総合戦略に示した3つの重点プロジェクトに掲げる各種施策を着実に実施することにより、本町への移住者を増加させ、町外への転出者を抑制することで、社会移動率を向上させ、国の機関が推計した移動数に対して、毎年14名程度の社会減が改善され、この状況が続く場合に、2060年における本町の人口は、3,000人を確保できるという中身になっております。1ページ毎にちょっと説明していかないので、概括的なお話をさせていただいているので、今、説明した中身はですね、最初と最後の36ページにですね、今の合計特殊出生率の話だとかですね、社会移動率の関係だとかというのが記載されています。最終的には、先ほども冒頭でもお話したとおり、2060年におけるですね、本町の人口を3,000以上を確保するというですね、中身になっているのが人口ビジョンでございます。

次にですね、総合戦略について、説明させていただきます。ちょっと冊子がまた変わります。これについてもですね、概括的なちょっとお話をさせていただきたいなと思います。それで、人口減少だとか、高齢化の進展に伴いですね、地域の産業の担い手の減少、高齢化、そのことによりまして、地域産業、地域経済の縮小、そしてですね、町の各種機能の低下、こういうような状況が続くことによりまして、いわゆる人口減少が加速される、いわゆる負のスパイラルという状況に陥りかねないというのがですね、今の本町の現状でございます。これにですね、すぐ歯止めをかけるということが必要なことであるということから、今回、総合戦略におきましてはですね、それらを阻止するためのですね、抑止するための施策を検討してきたところでございます。またですね、総合戦略の策定にあたりましては、策定にあたる前段で、事前に住民アンケート調査を行ったところです。この結果、住民のですね、7割以上の方は、引き続き本町に住みたいという状況の一方でですね、町外に出たいという理由もございまして、その理由の多くがですね、買物が不便、バス等の公共交通の利便性が悪い、医療、介護が十分でないなどのですね、意見が寄せられたところでございます。これらの現状や課題などに早期に取り組み、人口減少を抑制し、持続可能な知内町を将来に引き継ぐためには、子どもからお年寄りまでが住みたくなる、そして、安心して住み続けられる魅力的なまちづくりが必要となります。また、住みよさばかりではなく、雇用を生み出せる主力産業がしっかりしたまち、行政サービスや再生可

能エネルギーを含め、持続可能な地域経営に対応した社会基盤づくりも必要となっているところで、これらの課題等を平成31年までに集中的に取り組む計画となっております。これらを踏まえて、知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、国の示す政策の4分野、1つは地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくるを勘案しまして、計画策定にあたりましては、3つの柱となる重点プロジェクトを設定させていただいたところでございます。

1つ目には、豊かな暮らし創造プロジェクト、これにつきましては、子どもからお年寄りまでの多様な世代が町内外から集まって、楽しく住み続けられるよう、定住、移住を含めた住まいの受皿づくりや、生活利便サービス、情報提供、コミュニティによる支え合いの仕組みづくりを含め、地域住民と多様な取り組みを展開する内容となっております。

次に活力ある地域産業創造プロジェクトでございます。豊かな暮らしの実現には、地域において雇用の確保が重要であることから、地域の自然や産物を生かした地域産業を充実するものです。また、観光、スポーツ等の交流人口の拡大を目指す内容となっております。

3つ目にはですね、新たな時代に向けた地域創造プロジェクトを予定しております。本町が進めている低炭素な地域づくりの推進や循環型社会の形成に資する新たな取り組みを知内町ならではのアプローチで展開し、エネルギーや経済の面からも持続可能な地域づくりを進めるものとなっております。

これらのプロジェクトには、数値目標を設定しているとともに、各プロジェクト毎の施策展開を定め、具体の事業名を計上しております。また、重要業績評価指数というKPIというものも設定しております。各事業の内容につきましてはですね、お手元の資料にですね、記載しているとおりとなっておりますので、お目通し願えればと思います。

なおですね、この戦略につきましては、計画期間内、平成31年度までになりますけれども、確実な成果を達成するために、状況変化に応じた柔軟な事業内容等を見直すとともに、行政と町民が共同により、PDCAサイクルを運用し、事業を検証し、その内容を公表する仕組みとなっております。今までですね、どちらかというと、計画というものは作りっぱなしというような状況があったんですけども、この総合戦略につきましては、先ほどの数値目標というものが示されています。それをですね、1つの定量的な指数と致しまして、その進捗状況をですね、毎年検証していく中身となっております。こういうようなことをですね、やることによって、本町の抱える課題、人口減少だとか、また、先ほど住民アンケートにあったですね、町の利便性の向上を図って、誰もが輝く定住、移住、交流のまちというものをですね、目指していきたいなというふうに考えているところでございます。これが総合戦略の概括的な内容となっております。

次にですね、お手元の資料で、知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略のですね、事業費のものを示した資料がお手元に配付されていると思います。先ほどのまちづくり総合計画のですね、実施計画のところについているものなんですけれども、よろしいでしょうか。ちょっと版が小さいのであれですけども、先ほど小田島室長の方から説明ございました、まちづくり総合計画の実施計画の手前の方に付いている資料です。これについて、ご説明させていただきます。今、総合戦略をですね、お話をさせていただきましたけれども、基本的には、まちづくり総合計画とこの総合戦略の事業の中身については、合致しているところです。ただし、総合戦略につきましては、28年度から計画期間が31年度までの4年間になっていきますので、その4年間のですね、事業費という中身になっております。年度毎の事業費につきましては、上段の表のとおりとなっております、事業費総額で41

億2,435万9千円を想定しているところでございます。その下にですね、各プロジェクト毎、また、各施策毎のですね、事業費が計上されています。それで、一例で言いますと、例えば豊かな暮らし創造プロジェクトの定住、移住を促進するための支援というところで行きますと、28年度から31年度までの4年間において、約11億9,272万6千円の事業費を予定しているところです。これについては、ちょっと数字が大きい状況に見えますけれども、先ほど小田島さんの方でお話したとおり、CCRCのですね、状況の検討数値も入っていますので、こういう大きな数字になっているという状況になります。以降ですね、2枚目以降につきましては、具体的なですね、プロジェクト毎の施策毎の事業別の経費内訳を2ページ、3ページ、4ページ、5ページまで記載している中身になっております。なおですね、2ページ目をちょっと見ていただければなと思いますけれども、備考欄に27年度補正予算要望という形ですね、赤字で書いているところ、これについてはですね、昨日、補正予算の関係でご説明させていただきました事業の部分の経費を計上している中身となっております。私の方からは以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

提案理由の説明が終わりました。

お諮り致します。本案については、既に設置済みの議員全員による知内町まちづくり総合計画調査特別委員会に付託し、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与の上、審査終了まで審議することと致したいが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、議員全員による知内町まちづくり総合計画調査特別委員会に付託の上、審査終了まで審議することに決定致しました。

---

● 議案第10号 知内町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第10号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の策定について』から日程第15、議案第22号、『平成28年度知内町水道事業会計予算について』の13議案は、いずれも平成28年度予算に関する議案であります。

したがって、この13議案は、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、以上の13議案は、一括議題とすることに決定致しました。これから議題となった議案第10号から順次提案理由の説明を求めます。

日程第3、議案第10号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の策定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

議案第10号、知内町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。

知内町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度から平成32年度）を別紙のとおり策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号第6条）の規定により、議会の議決を求める。

本計画につきましては、依然として若年層を中心とした人口の流出が続いており、さらには、少子化、高齢化も急速に進んでいる中で、本町の恵まれた自然環境や気候風土、地

域が有する資源を最大限に生かしながら、若者にも魅力ある産業や雇用の場を確保するとともに、快適な生活環境を整え、町民が健康で快適な将来を安心して暮らせるためのまちづくりに努め、地域の自立促進を図り、もって、住民福祉の向上、雇用の拡大等を進めるため、本計画を策定するものであります。本計画の内容につきましては、企画調整課、政策室長より説明をさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

それでは、議案第10号の知内町過疎計画の今回、策定に至りました背景について、冒頭、ご説明を申し上げます。現在、過疎地域自立促進特別措置法というのが施行されているんですけども、この法律、平成12年に10年間の時限立法ということで、議員立法として成立をしております。平成22年の周期のときにですね、更に法改正を致しまして、この期限を今年、平成28年の3月末日まで延長をしたところですよ。更に平成24年の法改正を行いまして、更に5年間の延長をし、平成28年から平成32年度までの5か年分の計画の策定が必要になっているということでございます。それを受けて、今回、知内町の今、ご提案を申し上げます、知内町過疎地域自立促進市町村計画のご提案を申し上げているところでございます。平成24年の法改正のときにですね、ある程度、これまで過疎債の対象とされてこなかったものが新たに対象となるような拡充がされてございます。これまでですね、例えば厚生施設の中では、認定子ども園というのは、元々、法律の中で過疎債の対象ということではあったんですけども、その改正のときにですね、障がい者または、障がい児の福祉の増進を図るための施設というのも新たに過疎債の対象になっているところでございますし、教育文化施設のところでは、図書館ですとか、公民館、その他の集会施設というのは、元々の法律の中で、過疎債適債事業ということであったんですけども、新たに市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、さらには、プール、寄宿舎、教員住宅などもこれまで過疎債の対象にはなっていないんですけども、法改正によって、過疎債、交付税の7割の措置がされるという起債の対象になっているものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、この計画の内容について、概容をご説明申し上げます。ご承知のように、知内町といいますのは、これまで過疎対策事業債を効果的に活用して、様々なまちづくりを推進してまいりました。今回の計画策定もですね、今後のまちづくりを進めるにあたりまして、必要な財源としての過疎債を活用するための条件をこの計画策定によって、整備しようということが基本的な考え方でございます。

1枚めくっていただきまして、目次のところですけども、基本的な事項から産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、それと、高齢者の保健、福祉向上、更に医療の確保、教育の振興、地域文化の振興から、その他10番までですね、これは基本的に過疎法に基づく章立てといたしますか、項目でございます。それぞれ項目の後ろの方に、例えば産業振興の後ろの（4）番で、公共施設等総合管理計画との整合という記述がございます。これが新たな法律の改正で、これまでになかった項目を記述すべきということなんですけれども、実はここの部分、後ほどの記述をご覧になるとおわかりのとおり、まだ記述はしてございませんでした。総合管理計画の概要につきましては、これまでの調査特別委員会の中でも、例えばこれまでいろいろな公共施設の維持管理に、毎年大体4億円が投じられてきたんですけども、今後、それが倍になるのではないかという想定を受けながら、施設が耐用年数ぎりぎりまで使うというよりは、途中で効果的な改修を行うことによって、

耐用年数を延ばすのが有効であるですとか、少し施設は集約し、コンパクト化を図る必要もあるということと、さらには、今後、施設の空きスペースなりが生じてくるということも考えられるので、それらを多目的な使い方を考えるべきであろうというような、いろいろな対策が検討されてきているものでございます。今回、この記述にあたりましてですね、過疎法の規定に今回、基づいて、議会の議決を求めるんですけども、その前段と致しまして、北海道知事との協議が必要ということがございました。北海道知事との協議は、1月から事務的に進められているということがございまして、1月当時、まだ、総合管理計画が確定していないということもございましたので、北海道との協議の中でですね、後ほどの記載の中にもあります、策定したあとにもう1回記述をしますよというような文言になっておりますので、この点、ご理解をいただきたいと思います。

5ページ目を少しご覧いただきたいと思います。(4)番、自立促進の基本方針のところですか。基本的な考え方をこちらの方で記述をしているんですけども、このアの後段でございまして。今後は、移住受入に向け、働く世代の移住促進に加えて、アクティブシニア層の受入対策も推進していく必要があるという記述でございまして。これは先ほど来の議論の知内町版C R Cということをご想定したものでございまして。更に基本的な施策と致しまして、先ほどの目次にもあるとおり、産業振興から高齢者の福祉、教育の振興ですとか、いろいろな項目を記述しながらですね、6ページ目の右の上の方です。木質バイオマスの活用等、低炭素循環自然共生地域づくりの推進と連動した新たな観光交流プログラムの推進ですとか、交流活動の交通基盤となる広域的交通網を積極的に活用するとともに、交流事業の一層の推進に向けてというようなことは、これまでの計画になかった新たな文言として整理をしております。

更に少し飛びまして、これ以降の産業の振興から現況と問題点、農業、林業、漁業ということがあるんですけども、これはこれまでの状況に加え、新しい文言の整理をして、それは客観的な状況事実を記載しているということでございまして。

少し事業の部分、重点的にご説明を申し上げます。17ページをご覧いただきたいと思っております。(3)計画の部分でございまして。これは先ほどまちづくり総合計画の前期5年実施計画の中でも若干、ご説明を申し上げました。上から2行目の国営土地改良負担金総合償還対策事業ということが、これが今までこの過疎計にも触れられていませんでしたけれども、今後、これは過疎債を活用しながら、この償還対策事業を進めてまいりたいということで、この計画に盛り込んでいるものでございまして。

更に(8)の観光及びレクリエーションのところ、道の駅展望塔、これは仮称でございまして。予算の中では、新幹線展望塔というような文言で少し整理をしている部分もあるんですけども、これも過疎債なりを活用しながら、28年度に整備をしてみたいということでございまして。17ページ一番下のところでございます。野菜集出荷貯蔵施設の運営支援事業ということで、これはこれまで平成8年だったと思うんですけども、野菜集出荷貯蔵施設、町の事業と致しまして、町が建設費を負担といいますか、過疎債を活用してニラ生産農家の方が中心に利用をいただく中で、昨年度のニラ生産11億円突破ということで、施設整備が大きくニラの生産の成長につながっているということがございまして。昨年来からの議論で、その施設の更なる再編が必要というご議論を受け、それも町としてどのような支援が可能かということを検討してまいりました。結果と致しまして、このように、過疎地域自立促進特別事業ということで、ソフト事業として、町が支援するその補助金に対し、過疎、ソフト事業としての財源を充当をしたいということで、このような記述をしているものでございまして。更に18ページ目の下の方、これも先ほどのまち

づくり総合計画の実施計画でも説明を致しましたけれども、ものづくり産業振興事業、この条例に基づく様々な支援、ものづくり支援、雇用担い手支援、移住支援、企業立地の支援に対して、これも国の交付金だとかも活用しながら、必要に応じて過疎ソフトなりを使って支援をしていくことの記述でございます。

更に少し飛んでいただきまして、22ページ目でございます。交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のところの計画内容でございます。これは基本的に何度も申し上げます、まちづくり総合計画と連動はしているんですけども、それも先ほどご説明を致しました中程の下の方の防災無線整備事業ということで、デジタル化への対応ということが必要となっておりますので、これも過疎債を活用しながら整備をしていくという必要があるということでございます。

更に25ページ目でございます。3番、生活環境の整備のところ、こちらにご覧のとおり様々な水道から下水道、廃棄物処理、消防施設、さらには、過疎地域自立促進、ソフト事業と致しまして、このような事業の推進にあたり、過疎債を活用するための計画への登載でございます。

更に27ページ目でございます。高齢者等の福祉及び福祉の向上及び増進というところで、昨日来の議論もありました認知症高齢者のグループホーム整備事業の財源と致しまして、こちらの記載では、社会福祉法人ということではあるんですけども、財源としての過疎債活用に向けた計画への登載でございますし、次の認定子ども園につきましても、先ほどご説明を申し上げました過疎債の適債事業ということで整理をされておりますので、ここの部分、事業の財源としての過疎債を活用とするための計画、文言の登載でございます。

更に少し飛んでいただきまして、31ページでございます。教育の振興のところ、学校教育関連施設の寄宿舎とここ明示しておりました。先ほど説明のとおりですね、これまで過疎債の中では、高等学校の寄宿舎というのは、過疎債の対象ではありませんでした。今回の法改正に基づきまして、これも過疎債の活用が可能ということでございますので、なおかつ、今年もそうだったんですけども、大変、喜ばしいこと、知内高校への志望の方々、町外からの志願者が増えているという状況を受けまして、今の青少年交流センターの部屋が少し足りなくなってきたということがございます。新年度、28年度は現行の施設の中で何とか受入可能ということでございましたけれども、今後、そのような状況が生じた場合にですね、増築、改修も必要であろうということで、その際の財源と致しまして、過疎債の活用を可能とするための登載でございます。

更に体育施設のところ、多目的運動施設基本計画の策定事業では、これも克雪型のある程度大きな施設を検討進め、交流事業の拡大のためにそのような施設が必要であろうということで、それはまちづくり総合計画の中でも計画として盛り込んでいるわけですけども、それらの前段と致しまして、まず基本計画を定めた上で、町民の方々に再度、ご議論をいただきながら、事業に取り組んでまいりたいということでございます。

更に33ページ目でございます。地域文化の振興のところ、これも少し事業費が張るんですけども、郷土資料館が老朽化してございます。更にきらく町内会も木造の旧北海道の監督員詰所を引き継いだ建物ということで、少し傷みが進んでおりますので、それらを統合した複合的な施設を整備する必要があるということを検討してまいりました。その後の参考資料のところにも事業費だとかを記載しているんですけども、8億円だとかという、ある程度、大きな事業費を想定されておまして、これも補助金の活用ですとか、補助裏の過疎債を活用するためのこちらへの計画、文言の登載でございます。

更に37ページ目でございます。その他、地域の自立促進に関し、必要な事項ということで、自然エネルギー利活用事業ということで、ご承知のように、この庁舎でも木質バイオマスエネルギー、庁舎とプールで活用してございます。隣の建物、公民館とスポーツセンターもですね、ボイラーが相当老朽化をしておりますので、これらも計画的に木質バイオマスエネルギーへの転換が必要だということで、ここの部分も過疎債の適債事業ということになっておりますので、その活用に向けた計画、文言への登載でございます。

以降、43ページ目以降ですね、只今、これまでご説明を申し上げました、各事業の事業費と予定している年度を参考資料として添付してございますので、お読み取りいただきたいと思っております。大変、雑ぱくなんですけども、過疎債のご説明はこれで終了とさせていただきます。

---

## ● 議案第11号 知内町行政不服審査会条例の制定について

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第11号、『知内町行政不服審査会条例の制定について』を説明を求めます。

副町長。

### ◎ 副町長（網野 眞）

議案第11号、知内町行政不服審査会条例の制定について。

知内町行政不服審査会条例を次のように制定する。

条例制定の趣旨につきまして、ご説明を申し上げます。

行政庁の処分等に関し、国民の権利、利益を救済するための行政不服審査法が救済手段の充実、拡大の観点から、この度、全部改正されたことに伴い、地方公共団体に第三者機関である審査会を設置しなければならないということになりました。そのため、この度、本条例を制定するものであります。なお、条例の内容につきましては、総務企画課長より説明をさせていただきます。

### ◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、資料で説明致しますので、予算説明資料、総務企画課関係の11ページをお開きいただきたいと思っております。

予算説明資料、総務企画課関係の11ページでございます。行政不服審査法の改正の関係の概要を記載してございます。1番目に条例制定の趣旨ございますが、只今、説明がありましたので、省略をさせていただきます。

それで、2番目の行政不服審査法の主な改正の内容について、2番目で説明をさせていただきます。まず、1つ目と致しまして、不服申し立ての種類について、従来は審査請求と異議申し立ての2つの手続があったんですが、改正により、審査請求に一本化するものであります。2つ目と致しましては、改正前については、処分に関与した者も審理することが可能だったのですが、改正後は、処分に関与した者による審理はできないということになってございます。それと、3番目と致しまして、第三者機関への諮問制度であります。審理員が意見書をつくった場合については、今度、第三者機関に諮問しなければならないということになったものであります。そのため、地方公共団体には、その諮問を受けるた

めの第三者機関、審査会を設置しなければならないというものであります。4番目と致しまして、審査請求する日数ですが、従前60日だったものが、3か月まで延長になったというものであります。5番目と致しまして、証拠書類等の閲覧関係でございます。従来は、閲覧のみであったのですが、改正後は、写しの交付も可能となりました。それで、写しの交付にかかる実費についての手数料については、それぞれ町の条例で規定を定めなければならないというものになってございます。この改正に基づきまして、今回、第三者機関である審査会設置のための必要な事項を定める条例を今回、制定するものであります。

議案の方に戻っていただきたいと思っております。議案の方の右側の下でございます。附則と致しまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2については、経過措置の規定でございます。以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いを致します。

---

### ● 議案第12号 知内町行政不服審査法による手数料条例の制定について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第12号、『知内町行政不服審査法による手数料条例の制定について』説明を求めます。

副町長。

#### ◎ 副町長（網野 眞）

議案第12号、知内町行政不服審査法による手数料条例の制定について。

知内町行政不服審査法による手数料条例を次のように制定する。

条例制定の趣旨につきましては、行政不服審査法に定める資料の交付にかかる手数料に関し、只今、議案第11号で説明申し上げましたとおり、地方公共団体に定めなければならないということから、本条例を制定するものであります。

なお、条例の内容につきましては、総務企画課長より説明をさせていただきます。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、条例の2ページをご覧いただきたいと思っております。

この条例につきましては、先ほども資料で説明しましたように、行政不服審査法の改正に伴い、手数料を条例で定める必要があることから制定するものであります。

それで、附則の下でございます、別表に手数料の額を記載しているところでございます。附則と致しまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いを致します。

---

### ● 議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第13号、『行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』説明を求めます。



副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

議案第13号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

条例制定の趣旨につきましては、この度、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、改正行政不服審査法の施行に合わせて、知内町固定資産評価審査委員会条例ほか、9条例の文言の整理が必要となったことから、本条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、総務企画課長から説明をさせていただきます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。

第1条につきましては、知内町固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。そして、3ページでございます。3ページは、第2条で、知内町情報公開条例の一部改正であります。4ページの下段の方であります。第3条、知内町個人情報保護条例の一部改正であります。次のページ、5ページの下段です。第4条、知内町特定個人情報保護条例の一部改正であります。次に7ページです。7ページの上段、第5条、知内町行政手続条例の一部改正、第6条、知内町人事行政の運営等状況の公表に関する条例の一部改正。第7条については、地方自治法第203条及び203条の2に定めあるものに対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正であります。次のページ、第8条と致しまして、知内町職員の給与に関する条例の一部改正。第9条、知内町特定滞納者等に対する行政サービスの制限条例の一部改正。第10条と致しまして、知内町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の廃止であります。

附則と致しまして、この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

第2、第3については、経過措置の規定となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

---

● 議案第14号 知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第14号、『知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

教育次長。

◎ 教育次長（田中志津夫）

議案第14号、知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について。

知内町民プール管理運営条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例。

説明につきましては、予算説明資料の知内町民プール管理運営条例新旧対照表でご説明致しますので、教育委員会関係の3ページをお開きください。

条例の第4条の使用料の一部改正であります。区分の欄の使用料にある大人の区分表示を「65歳以上の町内在住者」に、「及び障がい者」を加え、「65歳以上及び障がい者の

町内在住者」に改めるものでございます。

また、表外の下備考2で記載があります「回数券は、1組50枚とする」を「回数券は、1組20枚及び50枚とする」に改めるものです。これにより、別表に記載してあります、区分欄の回数券の表示で、大人の欄に7, 500円とあるのを20枚4, 000円と50枚7, 500円の2区分とし、同じく高校生の区分欄にある町外在住者の区分の欄高校生の欄に、5, 000円とあるのを20枚3, 000円と回数券50枚5, 000の2区分に改めるものです。

議案に戻りまして、附則になります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

---

## ● 議案第15号 知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例の制定について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第15号、『知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例の制定について』を説明求めます。

副町長。

### ◎ 副 町 長（網野 眞）

議案第15号、知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例の制定について。

知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例を次のように制定する。

条例制定の趣旨につきまして、ご説明を申し上げます。

本町では、これまでもスポーツ合宿を積極的に誘致する活動を進めてまいりましたが、この度、文化活動の合宿も含め、なお、一層、文化・スポーツの交流拡大を図り、合宿の里づくりを目指すために、合宿受入にあたって、民間施設の活用を進めるために、環境を整えることを目的に、本条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、教育委員会次長より説明をさせていただきます。

### ◎ 議 長（伊藤政博）

教育委員会次長。

### ◎ 教育次長（田中志津夫）

この条例の趣旨につきましては、先ほど副町長から説明があったとおりですので、私の方から事業の概要を説明させていただきます。

説明は、予算説明資料で致しますので、教育委員会関係、4ページをお開き願います。事業の内容ですが、知内町青少年交流センターが満室等により、文化・スポーツ合宿にきた団体が町内の宿泊施設を利用した場合、青少年交流センターの利用料と町内宿泊施設を利用した宿泊料の差額を1人最大2, 500円、その団体に対し、助成する内容であります。補助金の交付対象であります。知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例第2条第1項に規定する合宿であり、大会参加のみの宿泊は対象と致しません。また、5つの要件をすべて満たしたものを対象と致します。1つ目と致しまして、町内の宿泊施設に宿泊するもの。この場合、知内町青少年交流センターの宿泊は、対象外と致します。2つ目、2泊3日以上連続した宿泊を5名以上で行った場合。3つ目、大会と合わせて、合宿する場合は、10日以上であること。4つ目、対象種目ですけれども、記載の種目等と致します。最後に5つ目、営利を目的としない宿泊と致します。補助対象者は、合宿を行う団体に対し、助成致します。また、補助金の額と限度額ですが、合宿誘致のための推進事業ですの

で、大会参加の宿泊数を除き、1泊1人あたり2,500円を上限と致します。したがって、宿泊費が知内町青少年交流センターの宿泊費と比較し、その差額が2,500円を下回った場合は、その額と致します。なお、1団体1回あたり50万円を限度と致します。

議案に戻りまして、附則になります。この条例は、平成28年4月1日より施行をするものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。再開は、11時ちょうどと致します。

（ 休憩 午前10時44分 ）

（ 再開 午前11時00分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、議案第13号、行政不服審査法施行に伴う関連条例の整備に関する条例の提案理由の説明の中で、一部、訂正があるそうでありますので、総務企画課長より訂正願います。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第13号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての議案に一部字句の訂正がありますので、よろしくお願い致します。

この13号の議案、8ページをお開きいただきたいと思います。8ページの第10条、知内町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の廃止となっておりますが、これ一部改正の誤りですので、訂正をお願いしたいと思います。廃止を一部改正に訂正をよろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

議案第13号について、修正の説明がありました。

---

● 議案第16号 平成28年度知内町一般会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第16号、『平成28年度知内町一般会計予算について』説明を求めます。

本件は、はじめに平成28年度一般会計予算の編成について、副町長から説明を求め、その後、歳出から款毎に順次、担当課長より説明を求めます。

最初に平成28年度一般会計予算の編成について、説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

それでは、お手元に配付の平成28年度一般会計予算の編成について、説明をさせていただきます。はじめに、予算編成の基本的な考え方について、ご説明を申し上げます。

我が国の経済は、雇用・所得の改善傾向が続く中、原油価格下落の影響や緊急経済対策などの各種施策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続いているとされています。しかしながら、個人消費の伸び悩みや海外経済の減速など、我が国経済への下押しリスクに留意する必要があるとされており、引き続き、経済状況を注視しながら慎重に対応を見極める必要があります。こうした中、国の平成28年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」に取り組むための初年度の予算であ

ることから、本格的な歳出改革に取組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な方針としています。

また、地方財政においては、少子高齢化、人口減少、社会保障、保健医療対策による地方負担の増や高度経済成長期に整備してきた公共施設の老朽化など、社会経済情勢の変化による様々な行政課題に的確に対応し、地方自らが創意工夫し、継続的で安定した行財政運営を行うことが重要であり、活力ある地域社会の構築を実現していくことが必要であります。具体的には、昨年12月24日に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版」を踏まえ、地域における「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出し、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけることとしています。しかしながら、その一方で、地方交付税における「別枠加算」や「歳出特別枠」といったリーマンショック後の歳入、歳出面の特別措置は、当初の目的を達成したこともあり廃止し、地方への歳出改革に取り組むとしており、地方の一般財源総額は、平成30年度までの3年間、平成27年度と同水準を確保することを打ち出しているものの、普通交付税の算定基礎となる国勢調査人口の減少など、当町に対する配分は、楽観視できない状況となっています。

こうした中、当町においては、財政の健全化を図ることで、実質公債費比率については、平成26年度決算で15.4%となり、財政状況の改善が伺えるところであります。

また、この度策定された「第6次知内町まちづくり総合計画」を町の行財政運営の基本方針として、「笑顔で住み続けられるまちづくり」の実現に向け、今後においても楽観視することなく、更なる財政の健全化を高めるため、より一層の事業の選択と集中を行い、メリハリのある効率的な予算編成に努めてまいります。

平成28年度予算を編成するにあたり、歳出面では、普通建設事業であります。補助事業費については、当初予算計上分では、新幹線展望塔整備事業1億2,268万3千円、知内町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、新知内橋補修設計委託事業540万円、新知内橋補修工事3,460万円、橋梁点検委託事業1,700万円などにより、前年当初に比べ7,588万4千円の増となっております。

年度間においては、知内町公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成27年度から実施している、アカシヤ・紅葉団地の住環境の改善事業1,745万円、同じくさくら団地解体工事810万円、新規に町道元町前浜線改良舗装調査設計委託及び同改良工事1,970万円などの予算計上を予定しております。

単独事業費については、小型圧雪車購入事業2,600万円、第一知内町民グラウンド大型遊具設置事業2千万円、町有林整備事業1,630万円、矢越山荘グラウンド整備事業1,290万円、中央公民館外壁タイル改修工事1,350万円、知内高校教員住宅改修工事640万円、はまなす集会所外壁・屋根改修工事640万円、知内町観光案内板設置事業534万7千円、町道きらく6号線改良舗装工事510万円、山栗川河道掘削工事500万円、サンナス1号橋外補修工事480万円、町道元町中の川線舗装補修工事370万円、移住促進住宅旧知内小学校教員住宅解体工事350万円、町道前浜涌元線外排水補修工事320万円、庁舎2階玄関及び連絡通路補修工事231万7千円、庁舎階段手すり設置工事185万円などにより、前年度当初に比べ、1億1,055万9千円の減となっており、年度間においては、地域づくり総合交付金事業農業生産施設等整備事業1,375万円、町道重内上雷線改良舗装工事実測線設計・用地調査委託1,100万円、木質バイオマスボイラー施設整備事業、中央公民館・スポーツセンターボイラー施設実施設計

650万円、前浜町内会館トイレ改修工事300万円など、年度間の普通建設単独事業としては、4,033万9千円の予算計上を予定しております。

次に公債費であります。公債費は前年度当初比で68万5千円の減少となっております。要因としては、ここ数年における借入利率が金利の低迷により抑えられ、元利均等償還方式において、元金償還分の割合が高まり、元金分で1,089万1千円の増、利子分で1,157万6千円の減となり、公債費総額で減少となっております。

今後も地方財政措置率の高い、辺地債・過疎債等の活用による町財政の負担軽減と公債費の抑制を念頭におきながら、起債の発行に努めてまいります。

一方、歳入面では普通交付税を試算するにあたり、地方財政計画を基本とした上で、普通交付税算定の基礎となる平成27年度に実施された国勢調査人口、平成22年5,074人が、平成27年4,654人、速報値でございます、を基に当町の特殊事情を考慮して、予算を計上致しました。

具体的には、基準財政収入額は、固定資産税償却資産分で1,418万1千円の減などに対し、町民税で340万2千円の増、軽自動車、たばこ税で295万8千円増などの要因から前年比で500万円の減となっております。基準財政需要額のうち、「公債費（事業費補正を含む）」を2,920万9千円の減、地域経済・雇用等対策費においては、国のマクロベースで47%の減となっていることから、当町においては、3,880万9千円の減などにより、算定の基礎となる平成27年度に実施された国勢調査人口を勘案して、国の交付税総額で前年比0.1兆円の減に対し、当町における普通交付税は、18億3,150万円（前年度決定額比1億180万1千円の減）、特別交付税を1億3,860万円（前年度年度間見込み比140万円減）臨時財政対策債を1億3,000万円（前年決定額比1,879万1千円減）と試算致しました。

以上、平成28年度予算編成の概要についてご説明を致しましたが、当初予算規模では前年当初比で5,974万円増の39億8,396万円となっております。これに補正予算計上予定額を含めた見込みでは、前年度1,132万6千円増の41億335万1千円となっております。

なお、主な事業につきましては、「平成28年度予定事業調」資料を参照願いたいと存じます。

次に5ページの平成28年度年度間財政規模の概要について、説明をさせていただきます。1、総額は41億335万1千円、うち当初予算計上額は39億8,396万円、前年当初比で5,974万円の増となっております。

次に2、歳入であります。町税は、総額6億3,889万4千円、前年当初比で1,025万8千円の減。主なものとして、町民税は1億7,093万7千円、うち個人町民税は1億4,115万2千円、固定資産税については4億778万円となっております。

地方交付税は、総額で19億7,010万円、うち当初予算計上額19億2,254万3千円、前年当初比1,204万8千円の増であります。

次に国庫支出金は、総額で2億8,769万9千円、当初予算計上額2億5,274万3千円で、前年当初比5,631万2千円の増で、主な計上額については、農山漁村活性化支援プロジェクト事業交付金、新幹線展望塔整備事業であります。6,134万1千円。障がい者介護給付・訓練費等給付費負担金4,500万円。児童手当負担金4,101万4千円。社会資本整備総合交付金、橋梁長寿命化補修事業3,695万円。道路ストック修繕事業追加分で、1,280万円。公営住宅等長寿命化改善事業追加分で1,059万円。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金、65歳以上分で2,358万8千

円、障がい・遺族年金受給者分、追加分でございます。715万円。子どものための教育・保育給付費国庫負担金2,192万1千円、参議院議員通常選挙委託金814万5千円、保険基盤安定制度負担金591万2千円であります。

道支出金は、総額で1億7,754万6千円。うち当初計上額1億5,475万9千円、前年当初比1,883万3千円の減で、主な計上額については、保険基盤安定制度負担金、国民健康保険分2,003万7千円、後期高齢者医療保険分1,606万4千円、障がい者介護給付・訓練費等給付費負担金2,250万円、多面的機能支払交付金事業補助金1,717万7千円、子どものための教育・保育給付費道負担金1,096万円、電力移出県等交付金追加分で、853万7千円、重度・ひとり親家庭・乳幼児医療費補助金816万円、基幹水利施設管理事業補助金651万1千円、徴税費委託金634万6千円、地域づくり総合交付金、水産物加工処理施設冷凍設備機能改善事業助成540万円であります。

次に繰入金は、総額3億9,756万円で、うち当初予算計上額3億9,456万円、前年当初比4,978万7千円の増で、主な計上額については、教育振興基金繰入金2,533万円。ふるさと創生事業基金繰入金1,863万円。農林漁業振興基金繰入金1,765万3千円。下水道事業整備促進基金繰入金1,200万円。地域福祉基金繰入金783万円。公共施設等整備基金繰入金は、追加分を含め4,116万7千円、財政調整基金繰入金1億5千万円であります。ものづくり産業振興基金繰入金1億2,494万6千円あります。

町債は、総額3億4,570万円で、うち当初予算計上額3億1,650万円、前年当初比3,840万円の減となっております。主な計上額につきましては、臨時財政対策債1億3,000万円。新幹線展望塔整備事業債6,130万円、圧雪車整備事業債2,600万円、教育・福祉施設等整備事業債、第一町民グラウンド大型遊具設置事業2千万円、消防施設整備事業債1,380万円。道路橋梁債、町道重内上雷線改良舗装工事実測線設計・用地調査委託1,100万円、緊急防災・減災事業債、矢越山荘グラウンド整備事業1,290万円、道路橋梁債、町道元町前浜線改良舗装調査設計委託・工事追加分で、690万円、観光対策事業債、知内町観光案内板設置事業530万円、過疎地域自立促進特別事業債は、追加分を含め、5,200万円、うち橋梁長寿命化補修事業1,410万円、子ども医療拡大助成事業850万円、基幹水利施設（知内ダム）管理事業700万円、地域材活用住宅助成事業650万円、野菜集出荷施設再編助成事業、追加分で480万円。浄化槽設置整備事業370万円。文化・スポーツ合宿誘致補助事業180万円。子育て支援交付金事業170万円。新規高卒者等雇用奨励助成事業150万円。カキV Sニラまつり実行委員会助成事業130万円。B型肝炎等ワクチン接種事業70万円。知内高校アカデミック講習事業40万円となっております。

次に3、歳出ですが、1点目は人件費であります。当初予算計上額は8億1,934万3千円、前年当初比で1,588万円の増となっております。歳出のうち、義務的な経費である人件費については、再任用制度の導入や職員交流・派遣などを踏まえた上で、第6次まちづくり総合計画と知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策が本格的に始動・展開するに伴い、効率的に事務を執行し、しっかりとした効果を得るために、知内町行政組織機構の見直しを図り、これまでと同様に適正な定員配置に努めてまいります。なお、平成28年度においては、退職者4名に対し、新規採用6名を予定しております。人件費の増については、職員の新規採用に伴うもので、技術職員の確保によるものが主な要因となっております。また、昨年度まで款別に計上しておりましたが、平成27年度に導入された財務会計システムの運用により、事務効率の改善と人件費総額の明瞭化を図るため、

新たに13款に職員等給与費として計上致しました。

2点目は、一般行政経費であります。一般行政経費は、これまでも経費全般にわたる節減合理化に努力して参りました。物件費については、庁舎照明LED化などに加え、電気料（自由化部門（高圧受給契約）の新電力会社からの供給契約により、高圧電力供給料金の約7.1%、241万4千円の削減が図られましたが、物価上昇の負担増などにより、昨年度に比べ増加しています。また、補助費についても、ものづくり産業支援事業補助金、当初比1億2,030万円の増等により、昨年度に比べ増加している状況にあります。

ア、物件費は、当初予算計上額6億4,760万円、前年当初比で1,105万7千円の増となっております。イとして、維持補修費は、6,239万8千円で、前年当初比81万6千円の増。ウとして、扶助費は2億6,306万4千円で、前年当初比34万2千円の減。エとして、補助費は、7億2,713万2千円で、前年当初比6,821万8千円の増となっております。

以下、款別予算計上の主な内容は、次のとおりであります。2款総務費は、総額2億3,212万3千円、当初予算計上額2億1,903万4千円で、前年当初比2億7,208万9千円の減で、主な計上事業費は、矢越山荘グラウンド整備事業1億2,900万円、個人番号関連システムにかかる総合連携事業追加分で700万円、はまなす集会場外壁・屋根改修工事640万円、防犯灯設置、維持補修事業420万円、移住促進住宅解体工事350万円、渡島知内町内会館駐車場舗装工事300万円、前浜町内会館トイレ改修工事追加分で300万円の計上であります。

次に3款民生費は、総額5億5,092万6千円の計上で、当初予算計上額は5億4,157万6千円、前年当初比3,114万3千円の減で、主な計上事業費は、社会福祉総務費7,220万2千円、老人福祉費9,959万9千円、心身障害者特別対策及び母子等福祉費1億1,890万8千円。介護保険費9,106万2千円。児童措置費、保育園・児童手当、1億2,828万1千円となっております。

4款の衛生費は、総額2億2,426万4千円で、当初予算同額計上。前年当初比で5,276万円の減で、主な計上事業費は、各種検診等予防費で3,725万9千円。湯の里診療所管理運営費1,459万9千円。保健医療総合センター管理費915万9千円。清掃費負担金、1億2,730万4千円であります。

次に5款労働費は、総額171万8千円、当初予算同額計上。前年当初比2万6千円の減で、主な計上事業費として、知内町新規高卒者等雇用奨励事業150万円を計上したところであります。

6款農林水産業費は、総額3億970万1千円、当初予算計上額2億8,809万9千円。前年当初比1,659万6千円の減で、主な計上事業費は、ものづくり産業支援事業1億2,030万円。国営土地改良事業償還金2,613万2千円。多面的機能支払交付金事業2,290万3千円。町有林整備事業1,630万円。知内ダム管理事業1,354万9千円、水産物加工処理施設冷凍設備機能改善事業助成813万9千円であります。

7款商工費は、総額2億1,699万7千円、当初予算計上額2億439万7千円、前年当初比1億3,180万1千円の増で、主な計上事業費として、新幹線展望塔整備事業1億2,268万3千円。こもれば温泉管理運営業務委託1,835万4千円。サマーカーニバルin知内助成、追加分で1千万円、知内町「食」のスポット施設運営業務委託719万4千円、知内町観光案内板設置事業534万7千円となっております。

8款土木費は、総額3億4,761万7千円、当初予算計上額2億9,136万7千円、前年当初比1,305万5千円の減で、主な計上事業費は、下水道事業特別会計繰出金1

億3,311万7千円、新知内橋補修工事（設計委託を含む）で4千万円。町道元町前浜線改良舗装工事（調査設計委託含む）追加分で、1,970万円。橋梁点検委託（サンナス3号橋外28橋）で、1,700万円、町道重内上雷線改良舗装工事实測線設計・用地調査委託、追加分で1,100万円、社会資本整備総合交付金事業、追加分3事業であります。紅葉団地個別改善事業1,065万円、アカシヤ団地個別改善事業680万円、さくら団地解体工事810万円であります。次に浄化槽設置整備事業700万円の計上であります。

9款消防費、総額2億1,499万2千円、当初予算同額計上で、前年当初比8,083万1千円の減で、主な計上事業費は、渡島西部広域事務組合負担金2億939万4千円、うち防火水槽新設工事870万円、消火栓更新工事510万3千円であります。

10款の教育費は、総額4億4,021万1千円、当初予算計上額4億3,371万1千円で、前年当初比で3億7,239万7千円の減で、主な計上事業費は、圧雪車購入事業2,600万円、第一町民グラウンド大型遊具設置工事2千万円、特別支援教育支援事業1,443万1千円、中央公民館外壁タイル改修工事1,350万円、知内高校バス通学生徒交通費助成事業1,065万円。知内高校海外研修助成事業983万円、知内高校教員住宅改修工事640万円、中学校パソコン教室機器更新630万円を計上したところであります。

12款公債費については、総額7億2,358万4千円、当初予算同額計上で、前年当初費68万5千円の減であります

13款職員等給与費は、総額7億9,558万5千円、当初予算同額計上で、前年当初費皆増であります。

以上、平成28年度の一般会計予算の編成について、説明をさせていただきました。よろしくお願い致します。

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に歳出から款毎に順次担当課長より説明を求めていきます。

1款議会費、2款総務費、7款商工費の4目公園管理費、8款土木費の1目住宅管理費、9款消防費、12款公債費及び13款予備費については、総務企画課長。次に3款民生費及び4款衛生費は、生活福祉課長。次に5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費は、産業振興課長。次に8款土木費及び11款災害復旧費は、建設水道課長。次に10款教育費は、教育次長。この順で行いますので、最初に議案について、副町長から説明を求めます。

### ◎ 副 町 長（網野 真）

議案第16号、平成28年度知内町一般会計予算について。

平成28年度知内町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億8,396万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債であります。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。



このあと、各課長から予算の内容について説明をさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、総務企画課関係で、総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、96ページをお開きいただきたいと思います。なお、先ほど、副町長より説明致しましたが、職員にかかる給料、職員手当、共済費等、人件費につきましては、13款に一括計上してございますので、ご了承願います。

それでは、96ページです。1款1項1目議会費に4,252万2千円の計上で、前年比2,813万円の減であります。要因につきましては、職員人件費以外で、4節共済費の率確定による議員共済負担金の減、18節備品購入費で昨年導入の移動式音響システム購入費の減によるものであります。以下、同じく職員の人件費以外の要因のみの説明と致しますので、ご了承願います。

次のページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に3,774万4千円。前年比1億3,968万3千円の減であります。要因につきましては、13節委託料で、昨年の番号制度にかかる総合行政システム改修委託料の減、それと19節負担金補助及び交付金で、番号制度にかかる自治体中間サーバー利用負担金142万6千円の増の差引によるものでございます。

次のページです。2目会計管理費に53万円、前年同額の計上であります。

次のページ、3目財産管理費に4,196万8千円の計上で、前年比5,529万1千円の減であります。要因につきましては、13節委託料で、昨年の公有財産台帳整備業務委託料の減、それと15節工事請負費で、昨年のプール複合施設周辺舗装整備工事、それと除雪車車庫屋根補修工事、庁舎照明LED化工事、これらの減と、28年度の庁舎連絡通路補修工事231万7千円、庁舎手すり設置工事185万円の増、それと18節備品購入費で、昨年の矢越山荘備品購入費の減によるものが要因となっております。次のページをお開きいただきます。

4目財政調整基金費に765万1千円の計上で、前年比6万1千円の減であります。減債基金積立金から公共施設等整備基金積立金まで、積立金利子等を計上してございます。

次のページです。5目公平委員会費に9千円の計上で、前年同額であります。

次のページ、6目企画総務費に947万5千円の計上で、前年比370万4千円の減であります。要因は19節負担金補助及び交付金のふるさと創生事業補助金が前年比370万円の減になったものでございます。

次のページ、7目計画調査費105万5千円の計上で、前年比700万3千円の減であります。要因は平成27年度に作成しました、まちづくり総合計画及び公共施設総合管理計画にかかる経費が減になったものによるものであります。

次のページ、8目広報費226万9千円の計上で、前年比3万2千円の減。大きく変わるものではございません。

次のページ、9目交通安全対策費414万9千円の計上で、前年比14万7千円の減であります。要因は、交通安全車の車検整備費の減によるものであります。

次のページ、10目公害対策費400万7千円の計上、前年比17万5千円の増であります。要因は、公害監視車の車検整備費の増によるものであります。

次のページです。11目地域会館管理費に2,141万1千円の計上で、前年比1,058万8千円の増であります。要因につきましては、15節工事請負費で、はまなす集会所外壁・屋根改修工事、渡島知内町内会館駐車場舗装工事の増によるものであります。

次に12目自治振興費4,481万8千円の計上で、前年比1,608万9千円の増であります。要因につきましては、11節需用費のふるさと納税謝礼特産品購入費で、前年比120万円の増、13節委託料のふるさと納税推進事業委託費で102万円の増、15節工事請負費の矢越山荘グラウンド整備工事、1,290万円の増によるものであります。なお、19節負担金補助及び交付金のコミュニティ整備事業につきましては、総務企画課関係の予算説明資料37ページに内訳を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

次のページです。13目職員厚生管理費に252万3千円の計上で、前年比78万9千円の増であります。要因は、1節報酬の産業医報酬、13節委託料のストレスチェック委託料の増によるものであります。ストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法の改正に伴い義務化され、産業医につきましては、これに合わせ、職員の健康管理充実を図るため、選任をするものであります。

次のページです。14目マイクロバス運営費186万2千円の計上で、前年比45万2千円の増であります。要因は、11節需用費のタイヤ購入費の増によるものであります。

次に15目諸費、50万円の計上で、前年同額であります。

次のページです。16目地域創生推進費に359万2千円の計上で、皆増であります。8節報償費から18節備品購入費まで、それぞれまち・ひと・しごと総合戦略の実施にかかる経費として、計上をするものであります。

次のページです。2項徴税费、1目税務総務費82万円の計上で、前年比3,889万9千円の減であります。要因は、人件費の異動によるものであります。

次のページです。2目賦課徴収費に1,472万7千円の計上で、前年比369万7千円の増であります。要因につきましては、13節委託料で、税率改定に伴う軽自動車税システム改修委託料59万4千円と固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託料131万1千円、住民税システム年金平準化対応業務委託料108万9千円の追加によるものであります。

次のページであります。3項1目戸籍住民登録費に825万6千円の計上で、前年比5,480万円の減であります。要因につきましては、13節委託料で昨年の戸籍システム共同運用導入委託料、それと19節負担金補助及び交付金で、戸籍システム共同運用負担金が前年比444万7千円減少したことによるものであります。

次のページです。4項選挙費、1目選挙管理委員会費に116万1千円の計上で、前年比1万6千円の減。大きく変わるものではありません。

次のページです。2目参議院議員通常選挙費に858万6千円の計上で、今年度実施予定の経費を計上したものでございます。

次のページです。3目北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙費及び次のページの知内土地改良区総代選挙費、同じく次のページの5目知内町議会議員選挙費につきましては、今年度の計上はございません。

次のページです。5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費に65万3千円の計上で、前年比255万9千円の減であります。要因は昨年実施されました国勢調査にかかる経費の減によるものであります。

次に6項1目監査委員費に126万8千円の計上で、前年比5万4千円の減、大きく変わるものではありません。

次に168ページをお開きいただきたいと思います。168ページ、7款1項商工費、4目公園管理費に268万7千円の計上で、前年比5千円の増、大きく変わるものではご

ざいません。

次に178ページをお開きください。8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費に353万8千円の計上で、前年比84万6千円の減であります。要因につきましては、住宅維持補修にかかる7節賃金、16節原材料費の減によるものであります。

次のページをお開きください。9款1項1目消防費に2億939万4千円の計上で、前年比8,139万5千円の減であります。要因につきましては、昨年の消防救急デジタル無線整備負担金7,900万1千円が減少したものによるものです。

次のページです。2目災害対策費に559万8千円の計上で、前年比56万4千円の増であります。要因は、7節賃金で戸別受信機修理賃金の増、13節委託料でJアラート受信機オーバーホール委託料の増によるものであります。

次に212ページをお開きいただきます。212ページです。12款1項公債費、1目元金に6億6,985万2千円の計上で、前年比1,089万1千円の増であります。本年度起債償還にかかる元金としての計上であります。

次のページです。2目利子5,373万2千円の計上で、前年比1,157万6千円の減であります。同じく本年度起債償還にかかる利子としての計上であります。

次のページです。13款1項1目職員等給与費に7億9,558万5千円の計上で、平成28年度より職員にかかる人件費をこの款で一括計上するものであります。なお、款別の給与費等につきましては、この予算書の222ページに資料として掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

次のページです。14款1項1目予備費に300万円の計上で、前年同額であります。以上で総務企画課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、生活福祉課関係で、生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

127ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で7,220万2千円の計上で、前年度対比7万3千円の減額であります。内訳につきましては、2節給料から4節共済費までは、13款職員等給与に移行に伴い、2,731万6千円の減。11節需用費、年金生活者等支援臨時福祉給付金消耗品等で18万6千円の増。人権啓発活動活性化事業消耗品で、7万5千円の増。12節役務費、年金生活者等支援臨時給付金通信費等で、32万4千円の増。13節、年金生活者等支援臨時福祉給付金システム改修委託料で62万6千円の増、19節負担金補助及び交付金、年金生活者等支援臨時給付金2,220万円の増、28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金353万3千円の増が主なものです。

続きまして、2目国民年金費8万4千円の計上で、前年度対比5千円の増であります。内訳につきましては、14節の使用料及び賃借料、総合行政システムの利用料5千円の増です。

3目老人福祉費9,959万9千円の計上で、前年度対比632万3千円の増額であります。内訳につきましては、11節需用費で104万3千円の増。14節使用料及び賃借料、温泉入浴優待使用料81万円の増。これにつきましては、27年度に70歳に年齢を引き下げましたが、知内町の疾病状況をみますと、関節等による疾病が多いことや特定健診で指導を受けている人がここ数年増え続けています。平均寿命は延びていますが、健康寿命に差があります。この差を少しでも縮めるために、平成28年度より年齢を65歳に引き下げるものです。19節負担金補助及び交付金、510万1千円の増。主なものは、

高齢者屋根雪下ろし事業費90万円の減。渡島養護老人ホーム改築負担金58万6千円の減。この改築については、平成28年度で負担金は終わります。北海道後期高齢者医療広域連合負担金658万7千円の増。過去の実績が主なものです。

続きまして、132ページ、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費1億1,890万8千円の計上で、前年度対比75万9千円の増額であります。内訳につきましては、7節賃金、子ども発達支援事業保育士賃金の50万4千円の増。昨年度は6月からでしたが、来年度は4月よりということで増額になっております。11節需用費、子ども発達支援事業等の消耗品で、24万2千円の増。13節委託料、障がい者福祉地域支援事業80万円の増、これについては、社会福祉協議会に委託する事業です。19節負担金補助及び交付金、渡島西部地域障がい程度区分認定審査会負担金14万4千円の減。介護保険認定審査会との同時開催があるため、回数の減によるものです。20節扶助費、75万1千円の減。それぞれ前年度実績により増減するものが主なものです。

134ページ、5目介護保険費9,106万2千円の計上で、前年度対比868万2千円の減額であります。内訳につきましては、先ほど言いましたように、2節給料から4節共済費までは、13款の職員等給与費に計上により、1,379万6千円の減になっております。19節負担金補助及び交付金、40万円の減。それぞれ実績に基づいての減。28節繰出金の介護保険特別会計繰出金551万5千円の増が主なものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2,263万3千円の計上で、前年度対比65万7千円の減額であります。内訳につきましては、20節扶助費、子ども医療費70万5千円の減が主なものです。

2目児童措置費1億2,828万1千円の計上で、前年度対比68万3千円の増額であります。内訳につきましては、7節賃金63万3千円の増。11節需用費、学童保育送迎車の車検整備等で10万6千円の増。13節委託料652万6千円の増。これは子育て支援改正により単価アップのものです。18節備品購入、学童保育で70万円の減。20節扶助費、児童手当601万円の減。対象者の減が主なものです。

3目児童福祉施設費845万7千円の計上で、前年度対比2,950万1千円の減額であります。内訳につきましては、2節給料から4節共済費は、13款移行に伴い1,882万5千円の減。それから、11節需用費41万9千円の減額。それから、湯ノ里小学校に移転による光熱水費の減によるものです。18節備品購入費109万9千円の増、湯ノ里小学校に移転に伴い、物置を購入するものが主なものです。

3項災害救助費、1目災害救助費に35万円の計上で、前年度同額です。

続きまして、139ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に291万6千円の計上で、4,320万5千円の減額であります。内訳につきましては、2節給料から4節共済費までは、13款職員等給与費に移行に伴い、4,342万7千円の減額です。19節負担金補助及び交付金、道南ドクターヘリ運航経費負担金22万2千円の増額が主なものです。

2目予防費3,725万9千円の計上で、前年度対比740万5千円の増額であります。内訳につきましては、8節報償費の水中運動教室講師謝金60万円の増、子育て支援事業講師謝金58万6千円の増。11節需用費32万円の増、12節役務費468万7千円の増については、住民総合健診、インフルエンザ予防接種、高校生までの無料によるものと、新たに日本脳炎予防接種が定期になったことによる増です。19節負担金補助及び交付金91万2千円の増。新たに妊婦健康診査通院費助成金が主なものです。

続きまして、142ページ、3目環境衛生費621万8千円の計上で、前年度対比16

5万1千円の減額です。内訳につきましては、7節賃金、害虫処理業務賃金に23万6千円の増。19節負担金補助及び交付金170万1千円の減。これは、木古内火葬場利用負担金の減が主なものです。

4目診療所費1,459万9千円の計上で、前年度対比58万5千円の増額であります。内訳につきましては、1節報酬、嘱託医師が10万円の増、11節需用費、薬品購入代等で45万3千円の増が主なものです。

5目保健医療総合センター管理費915万9千円の計上で、前年度対比96万9千円の減額であります。内訳につきましては、11節需用費、光熱水費等の灯油単価引き下げにより101万円の減額が主なものです。

2項清掃費、1目清掃費1億5,258万7千円の計上で、前年度対比1,498万9千円の減額であります。内訳につきましては、13節委託料、塵芥処理委託料34万8千円の減。19節負担金補助及び交付金、渡島西部負担金で1,450万7千円の減が主なものです。

3項1目上水道費152万6千円の計上で、前年度対比6万4千円の増額であります。内訳につきましては、水道事業繰出金、水道事業への増額であります。以上で生活福祉課の説明を終わります。よろしくお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時とします。

（ 休憩 午前11時54分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、平成28年度一般会計の説明中であります。

続いて、産業振興課関係、産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案の147ページをお開きください。5款1項1目労働費に171万8千円を計上し、前年度対比2万6千円の減で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、渡島地方の職業病防止対策連絡協議会負担金がなくなったことによる減です。

次に148ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に444万7千円を計上。前年度対比106万8千円の減で、主な要因は、9節旅費で前年度実施の農業委員研修旅費が減、13節委託料で、前年度改修しました農地地図システム委託料が減です。

次に149ページ、2目農業総務費に42万4千円を計上。前年度対比2,878万円の減で、人件費以外の内容は変わっておりません。

次に150ページ、3目農業振興費に6,193万5千円を計上。前年度対比2,465万9千円の減で、主な要因は19節負担金補助及び交付金で、青年就農給付金事業助成金300万円の減と農業生産基盤整備事業補助金が平成27年で支払が完了となったことから、その分が減。23節償還金利子及び割引料で、ダム償還金2,110万1千円の減によるものです。

次に152ページ、4目農地費に1,975万5千円を計上。前年度対比1,013万5千円の増で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、食料供給基盤強化特別対策事業補助金の増によるものです。

次に153ページ、5目畜産振興費に20万1千円を計上。前年度対比4万9千円の減で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、酪農ヘルパー事業助成金の減によるものです。

次に154ページ、6目農村活性化センター・公園管理費に295万7千円を計上。前年度対比9万1千円の増で、主な要因は、11節需用費で、活性化センターの屋根の一部修理が必要なことから、修繕費が増となっております。

次に155ページ、7目知内ダム管理費に1,354万9千円を計上。前年度対比4万円の増で、主な要因は、ダム警報車の車検によるものです。

次に156ページ、2項林業費、1目林業総務費に62万9千円を計上。前年度対比1,731万8千円の減で、人件費以外の内容は変わっておりません。

次に157ページ、2目林業振興費に1,769万円を計上。前年度対比80万9千円の減で、主な要因は、前年度木質資源貯蔵施設通路舗装工事があったことから、15節工事請負費が減となっております。

次に158ページ、3目造林事業費に1,637万2千円を計上。前年度対比130万円の増で、主な要因は13節委託料で町有林整備事業が増となっております。

次に159ページ、4目水源林造成事業に10万6千円を計上。前年度同額で、内容は変わっておりません。

次に160ページ、5目治山事業費に15万8千円を計上。前年度同額で、内容は変わっておりません。

次に161ページ、3項水産業費、1目水産業総務費に333万7千円を計上。前年度対比1,211万1千円の減で、人件費以外の内容は大きく変わっておりません。

次に162ページ、2目水産振興費に2,159万3千円を計上。前年度対比6,831万4千円の減で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、昨年度計上していた産地水産業強化支援事業の終了と地域づくり総合交付金事業の減によるものです。

次に163ページ、4項1目ものづくり産業振興費に1億2,494万6千円を計上、主なものとしましては、7節賃金と14節使用料及び賃借料、16節原材料費に移住促進モデル住宅外構整備費用として計上、8節報償費と9節旅費に施策検討委員に対する謝金と費用弁償を計上、更に13節委託料と19節負担金補助及び交付金にもものづくり産業振興事業費を計上しております。

次に164ページ、7款1項商工費、1目商工総務費に38万4千円を計上、前年度対比1,298万円の減で、人件費以外の内容は大きく変わっておりません。

次に165ページ、2目商工振興費に2,090万3千円を計上。前年度対比938万7千円の増で、主な要因は、11節需用費から14節使用料及び賃借料に食のスポット運営による経費を計上。19節負担金補助及び交付金で、地域資源利用魅力向上事業助成260万円を計上しております。

次に166ページ、3目観光費に1億3,912万9千円を計上。前年度対比1億2,818万3千円の増で、主な要因は、12節役務費から15節工事請負費に新幹線展望塔建設工事にかかる経費を計上しております。

次に169ページお願い致します。169ページ、5目物産館管理費に1,114万円を計上。前年度対比129万4千円の増で、主な要因は、11節需用費で光熱水費と13節委託料で、物産館管理委託料が増となっております。

次に170ページ、6目健康保養センター管理費に3,015万4千円を計上。前年度対比591万2千円の増で、主な要因は、13節委託料で、管理運営業務委託料の増と温

泉ポンプ保守点検委託料が隔年計上しておりまして、今年度実施しますので、その分が増となっております。以上、産業振興課関係の説明を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて、建設水道課関係であります。建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

171ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費に132万5千円で、前年度より3,720万6千円の減額となっております。職員給与費の減額、ほかに19節負担金補助及び交付金で、住宅耐震改修等補助金、昨年度まで診断5件、工事2件分の予算を計上しておりましたが、実績がないことから、今年度につきましては、診断、工事、ともに1件分の計上でございます。今年度の動向により、平成29年度は更に検討する必要があるかというふうに考えてございます。

続きまして、172ページ、2目下水道整備費は1億4,036万9千円で、前年度から555万3千円の減額となっております。下水道事業特別会計の繰出金の減額によります。

173ページをお開きください。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は241万8千円で、前年度より61万5千円の減額となっております。今年度、18節備品購入費の計上がないことが要因となっております。

次のページでございます。2目道路維持費が7,068万8千円で、前年度より157万6千円の減となっております。11節需用費で車検整備費の増額により、前年度より160万円の増額。15節工事請負費では、前年度より400万円少ない1,570万円で工事4件を計画しております。18節備品購入費では、95万円で大型ロータリー除雪車の購入を考えております。この除雪車は、北海道建設管理部松前出張所の払い下げの機械でございまして、平成11年車、走行距離11,000kmの機械でございます。

次に175ページをお開きください。3目橋梁維持費は6,286万4千円で、前年度より3,062万3千円の増額となっております。13節委託料で5年に1度の点検義務の共同点検がございまして。この点検により町内38橋の点検実施で、前年度より500万円の増額。15節工事請負費では、長大橋、長い橋でございまして、長い橋、新知内橋の補修工事の着手により、前年度より2,500万円の増額となっております。

次のページをご覧ください。4目道路橋梁改良工事費は100万4千円で、前年度より37万7千円の減額となっております。これは14節使用料及び賃借料で、土木積算システムの入替えによる費用縮減でございます。

177ページをお開きください。3項河川海岸費、1目河川総務費は916万1千円で、前年度より249万5千円の増額となっております。これは15節工事請負費の増額でありまして、今年度から山栗川の掘削工事に着手致します。

次に211ページをお開きください。211ページ、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害普及費に11万1千円を計上し、前年度より6万6千円の増額でございます。19節負担金補助及び交付金で、北海道災害復旧促進協会負担金の増額によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて、教育委員会関係であります。教育次長。

◎ 教育次長（田中志津夫）

教育委員会関係の予算を説明させていただきます。大変、申し訳ございません。予算書

の説明の前に、予算書説明欄の説明内容の一部訂正をお願い致します。184ページでございます。25節積立金、奨学資金償還積立金とあるのを、基金につきましては、教育振興基金として整理していることから、教育振興基金積立金と訂正していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。名前が教育振興基金積立金です。

それでは、教育委員会関係の予算の説明をさせていただきます。181ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額196万円、前年比54万円の減で、主な要因は、研修旅費の減です。

次のページです。2目事務局費、本年度予算額3,634万9千円、前年比8,707万7千円の減で、主な要因は、人件費を13款職員等給与費へ一括計上による7,946万4千円の減、インクルーシブ教育事業の補助が平成27年度で終了したことに伴い、今年度より事業の縮小を図り実施をすることから、7節賃金から12節役務費まで、関連事業214万1千円の減、21節貸付金で342万円の減によるものです。

次になります。185ページです。3目学校給食センター費、本年度予算額5,790万4千円、前年比994万9千円の減で、主な要因は、人件費関係を13款職員等給与費へ一括計上による415万1千円の減、11節需用費で燃料単価の減などによる145万6千円の減、13節委託料で廃水施設保守点検業務77万3千円の増、18節備品購入費で、昨年度の真空冷却器及び保温保冷用食缶615万2千円の減によるものです。

次に187ページです。2項小学校費、1目学校管理費、今年度予算額5,487万9千円、前年比1,977万9千円の減で、主な要因は、3節職員手当から7節賃金で特別支援教育支援員1名減に伴う人件費の減。13節委託料で、各小学校の夜間休日等防犯警備委託料で90万円の増、15節工事請負費で、昨年の湯ノ里小学校改修工事及び涌元小学校高圧ケーブル取替え工事による1,947万円の減によるものです。

次に189ページです。2目教育振興費、本年度予算額921万円、前年比24万3千円の増で、主な要因は、20節扶助費で要保護・準要保護児童援助費で、22万2千円の増によるものです。

次のページです。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額3,385万7千円、前年比136万2千円の減で、主な要因は、13節委託料で、校内特別清掃委託料、中学校夜間休日等防犯警備委託、ICT教育環境整備委託で、113万円の増。15節工事請負費で、昨年度の中学校トイレ環境整備工事500万円の減、今年度新たな工事で加圧給水ポンプ更新工事で、160万円の増。18節備品購入費で、昨年度のICT環境整備備品で470万円の減、今年はパソコン教室機器の更新630万円の増によるものです。

次です。192ページになります。2目教育振興費、本年度予算額758万8千円、前年比40万4千円の増で、主な要因は、11節需用費で、教材用消耗品及び実習用教材費で、30万5千円の増。20節扶助費で、要保護・準要保護児童援助費で、18万1千円の増によるものです。

次のページです。193ページになります。4項高等学校費、1目学校管理費、本年度予算額5,600万5千円、前年比2億376万8千円の減で、主な要因は、人件費関係、13款職員等給与費へ一括計上による2億1,276万1千円の減。11節需用費で、燃料費単価等、外野ネット取替修繕の減、その他修繕費の組み替え等により331万7千円の減となります。14節使用料及び賃借料で、アカデミック講習委託業者先の変更により、154万8千円の減。15節工事請負費で、昨年度のボイラー室裏扉改修工事で237万6千円の減、今年度、校長・教頭住宅改修工事により、640万円の増。19節負担金補助及び交付金で、海外研修助成金として983万円の増によるものです。



引き続きまして、196ページ、2目教育振興費、本年度予算額943万円、前年比260万8千円の増で、主な要因は、11節需用費で教員使用図書、準教科書単価の増に伴い、14万3千円の増。各部活用品消耗品で50万円の増。18節備品購入費で、各部活動の備品購入で196万5千円の増によるものです。

続きまして、197ページ、5項幼稚園費、1目幼稚園管理費、本年度予算額1,105万円、前年比4,269万5千円の減で、主な要因は、人件費を13款職員等給与費へ計上したものです。

続きまして、199ページ、2目教育振興費、本年度予算額67万2千円、前年比3万1千円の減で、内容は大きく変わるものではありません。

次のページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額1,196万2千円、前年比275万9千円の増で、主な要因は、19節負担金補助及び交付金で、文化・スポーツ振興事業助成で、過去の実績により補正時期にまで予算が不足を生じることから、300万円の増とするものです。

202ページ、2目公民館費、本年度予算額3,721万5千円、前年比815万5千円の増で、主な要因は、人件費関係を13款職員等給与費へ一括計上による301万円の減、11節需用費で燃料単価等の減による254万9千円の減。15節工事請負費で、中央公民館外壁タイル工事費1,350万円の増によるものです。

次に204ページ、3目郷土資料館費、本年度予算額403万5千円、前年比1,367万6千円の減で、主な要因は、人件費関係を13款職員等給与費へ一括計上したものです。

続きまして、206ページ、4目青少年交流センター管理費、本年度予算額716万4千円、前年比115万7千円の減で、主な要因は、13節委託料で管理運営委託76万5千円の減、18節備品購入費で、昨年度交流センター施設備品ということで、31万4千円の減によるものです。

続きまして、207ページ、5目文化交流センター費、本年度予算額312万2千円、前年比94万円の減で、主な要因は、臨時職員賃金の減によるものです。

208ページ、7項保健体育費、1目保健体育費、本年度予算額9,130万9千円、前年比559万2千円の減で、主な要因は、人件費関係を13款職員等給与費へ一括計上による240万円の減、13節委託料で、昨年度耐震改修工事管理委託及びスキー場グレンデ拡幅伐採業務で356万円の減。今年度、スキー場の連絡橋点検業務で120万円の増、14節使用料及び賃借料で、昨年度、圧雪車レンタル料254万5千円の減、15節工事請負費で、昨年度、スポーツセンター耐震改修工事及びスキー場グレンデ拡幅工事で、4,928万円の減、今年度、大型遊具設置工事2千万円の増、18節備品購入費で、スキー場圧雪車及び運動遊具購入で、2,805万3千円の増。19節負担金補助及び交付金で、文化・スポーツ合宿誘致補助金180万円の増によるものです。以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりましたので、次に歳入等の説明を求めます。

総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

14ページをお開きいただきたいと思います。14ページ、1款町税、1項町民税、1目個人、1億4,115万2千円の計上で、前年比186万2千円の増であります。前年度実績見込みを考慮しての計上でございます。

次のページです。2目法人2, 978万5千円、前年比267万4千円の増であります。これにつきましては、本年度、28年度収入見込み額の計上であります。

次に、2項1目固定資産税に4億347万7千円の計上で、前年比1,918万6千円の減でございます。本年度収入見込み額の計上ではありますが、大きい要因は、北電分の償却資産の減によるものでございます。

次のページです。2目国有資産等所在市町村交付金430万3千円の計上で、前年比27万7千円の増であります。本年度収入見込みの計上であります。

次に3項1目軽自動車税1,281万1千円の計上で、前年比159万9千円の増であります。税率改正分を考慮した本年度収入見込みの計上であります。

次に4項1目たばこ税4,445万6千円の計上で、前年比234万6千円の増であります。前年度実績を考慮しての計上であります。

次に5項1目入湯税291万円の計上で、前年比17万円の増であります。これも同じく前年度実績を考慮しての計上であります。

次に2款1項1目地方揮発油譲与税1千万円の計上で、前年比50万円の減であります。本年度収入見込みの計上であります。

次に2項1目自動車重量譲与税2,200万円の計上で、前年度同額で本年度収入見込みの計上であります。

次に3項1目地方道路譲与税に1千円の計上で、前年同額であります。

次に3款1項1目利子割交付金50万円の計上で、前年比50万円の減であります。本年度収入見込みの計上であります。

次に4款1項1目配当割交付金50万円の計上で、前年同額の本年度収入見込みの計上であります。

次に5款1項1目株式等譲渡所得割交付金に30万円の計上ですが、前年同額で、本年度収入見込みの計上であります。

次に6款1項1目地方消費税交付金に7,200万円の計上ではありますが、本年度地方財政計画に基づき、見込み額を計上してございます。

次に7款1項1目自動車取得税交付金に400万円の計上ではありますが、前年度同額で本年度収入見込みの計上であります。

次に8款1項1目地方特例交付金60万円の計上ではありますが、本年度収入見込みの計上であります。

次に9款1項1目地方交付税に19億2,254万3千円の計上で、前年比1,204万8千円の増であります。地方財政計画及び当町の特殊事情等を考慮し、計上してございますが、年度間では、19億7,010万円を想定してございます。

次のページです。10款1項1目交通安全対策特別交付金1千円の計上で、前年比44万9千円の減ではありますが、前年度実績を考慮した計上でございます。

次に11款分担金及び負担金、1項分担金、1目総務費分担金に22万7千円の計上で、前年度同額で、本年度収入見込みの計上であります。

次に2項負担金1目総務費負担金に176万円の計上で、前年度同額の計上であります。

次に2目民生費負担金に1,274万7千円の計上で、前年比65万2千円の減額であります。内容につきましては、保育料負担金から老人福祉費負担金まで、それぞれ本年度収入見込みを計上しているものでございます。

次に12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料に15万円を計上し、前年比5万円の減であります。地域会館使用料の本年度収入見込み額の計上であります。

次に2目民生使用料200万円の計上で、前年比26万2千円の増であります。湯の里保育所使用料として見込額を計上してございます。

次に3目農林水産業使用料に275万円の計上で、前年比2万6千円の減であります。農村活性化センター、漁港使用料として収入見込額を計上してございます。

次に4目商工使用料に60万円の計上で、前年比12万円の減であります。公園墓地使用料として、本年度見込みを計上してございます。

次に5目土木使用料に5,390万2千円の計上で、前年比165万1千円の増であります。住宅使用料から河川敷地使用料まで、本年度収入見込みの計上でございます。

次に6目教育使用料1,932万2千円の計上で、前年比467万4千円の増であります。内容は高等学校入学検定料からプール使用料まで、それぞれ本年度収入見込みの計上であります。なお、増の要因につきましては、授業料不徴収制度改正に伴いまして、高等学校授業料が増になっていること、それと幼稚園保育料が減になっていることによる差引増であります。

次のページです。7目衛生使用料に2万5千円の計上で、前年同額であります。合同納骨塚使用料としての計上であります。

次に2項手数料、1目総務手数料に170万円の計上で、前年比9千円の増であります。戸籍関係手数料、税関係手数料として見込額の計上であります。

次に2目衛生手数料に665万円の計上で、前年比3万円の減であります。清掃手数料から狂犬病予防注射済票交付手数料まで、本年度収入見込額を計上してございます。

次に3目農林水産業手数料に5千円の計上で、前年同額の計上であります。

次に13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に1億1,668万5千円の計上で、前年比242万円の増であります。内容につきましては、子どものための教育・保育給付費国庫負担金からは介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金まで、それぞれ本年度収入見込みを計上してございます。

次に2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に3,833万5千円の計上で、前年比1,599万8千円の増であります。内容につきましては、浄化槽設置整備国庫補助金から住宅耐震改修等国庫補助金まで、本年度事業にかかる補助金収入見込みの計上ではありますが、増の要因につきましては、橋梁長寿命化補修事業の増によるものであります。

次のページです。2目教育費国庫補助金に10万3千円の計上で、前年比584万2千円の減であります。内容は特別支援教育就学奨励費補助金の本年度収入見込みの計上ではありますが、減の要因につきましては、制度改正に伴う高等学校授業料不徴収交付金の減によるものと事業終了によるへき地児童・生徒援助費補助金の減によるものであります。

次のページです。3目民生費国庫補助金2,559万3千円の計上で、前年比2,471万8千円の増であります。障害者等福祉費国庫補助金から子ども子育て支援交付金まで、それぞれ本年度収入見込みの計上ではありますが、増の要因につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金の増によるものであります。

次のページです。4目総務費国庫補助金に43万8千円の計上で、前年比736万円の減であります。内容は、社会保障・税番号制度国庫補助金としての計上であります。

次のページです。5目農林水産業費国庫補助金6,134万1千円の計上で、前年比2,275万8千円の増であります。内容は新幹線展望塔にかかる農山漁村活性化プロジェクト支援事業交付金として計上をするものであります。

次のページです。3項委託金、1目総務費委託金833万3千円の計上で、前年比817万6千円の増であります。総務管理費委託金並びに参議院議員通常選挙委託金としての

収入見込みの計上で、増の要因は選挙委託金の増によるものであります。

次のページです。2目民生費委託金に191万5千円の計上で、前年比52万6千円の増であります。国民年金費委託金並びに児童福祉費委託金として収入見込額を計上してございます。

次のページです。3目教育費委託金、本年度計上は、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の終了により、本年度の計上はございません。

次に14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に8,139万3千円の計上で、前年比9万7千円の減であります。内容は社会福祉費道負担金から介護保険低所得者保険料軽減道負担金まで、それぞれ本年度収入見込により計上してでございます。

次のページです。2項道補助金、1目総務費道補助金に4万2千円の計上で、前年同額の計上であります。

次に2目民生費道補助金1,183万1千円の計上で、前年比101万3千円の減であります。内容は社会福祉費道補助金から地域づくり総合交付金まで、それぞれ本年度事業にかかる収入見込みとして計上してございます。

次に3目農林水産業費道補助金4,967万4千円の計上で、前年比355万6千円の減であります。内容は農業費道補助金から水産業費道補助金まで、それぞれ本年度事業にかかる補助金収入見込としての計上でありますが、減の主な要因につきましては、水産業費にかかる地域づくり総合交付金の減によるものであります。

次に4目教育費道補助金92万7千円の計上で、前年比4万9千円の減であります。放課後子ども教室推進事業補助金及び就学支援事業事務費補助金として収入見込額を計上しているものでございます。

次に5目衛生費道補助金12万6千円の計上で、前年比3万9千円の減であります。保険事業費への収入見込みの計上であります。

次に6目電源立地地域対策交付金、本年度当初予算への計上はございません。

次に7目商工費道補助金15万6千円の計上で、前年同額の計上でございます。

次に3項委託金、1目総務費委託金に854万4千円の計上で、前年比806万5千円の減であります。内容は徴税费委託金から権限委譲事務委託金まで、それぞれ本年度収入見込額の計上でありますけれども、減の要因につきましては、昨年度の国勢調査にかかる統計調査委託金及び北海道知事、道議会議員選挙委託金の減によるものであります。

次に2目農林水産業費委託金6万2千円の計上で、前年度同額であります。

次に3目商工費委託金65万1千円の計上で、前年比1万6千円の増であります。駐車公園トイレ維持管理委託金として収入見込みの計上でございます。

次に4目土木費委託金に127万8千円の計上で、前年比1万9千円の増であります。樋門樋管管理委託にかかる収入見込額を計上してございます。

次に5目民生費委託金7万5千円の増であります。人権啓発活動委託金として、今年度計上するものであります。

次に15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入に1,600万6千円の計上で、前年比160万8千円の減であります。内容は土地建物貸付収入並びに光ケーブル貸付収入における収入見込みの計上であります。減の要因につきましては、光ケーブル貸付収入の減によるものでございます。

次に2目利子及び配当金295万9千円の計上で、前年比7万6千円の減であります。財政調整基金利子から公共施設等整備基金利子まで、それぞれ本年度見込額の計上をしてございます。

次に2項1目財産売払収入に930万円の計上で、前年比550万円の増であります。町有林売払収入として本年度の見込額の計上でございます。

次に16款1項1目寄附金に600万円の計上で、前年比300万円の増であります。ふるさと納税寄附金の本年度見込額の計上であります。

次に17款1項1目特別会計繰入金に4千円の計上でありますが、前年度同額の計上でございます。

次に2項基金繰入金、1目積立金繰入金に3億9,455万6千円の計上で、前年比4,978万7千円の増であります。内容は教育振興基金繰入金からものづくり産業振興基金繰入金まで、それぞれ本年度事業実施に伴い、その財源分として計上するものでございます。

次に18款1項1目繰越金、1千万円の計上で、前年同額の計上でございます。

次に19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金に7万円の計上であります。本年度収入見込みの計上でございます。

次の2目加算金、1千円の計上で、前年同額の計上でございます。

次に2項1目預金利子に10万円の計上でございますが、これも前年同額の計上でございます。

次に3項貸付金元利収入、1目民生貸付金元利収入に50万円の計上でございますが、母子会運営資金返還金の計上でございます。

次に2目学校給食センター貸付金元金収入に200万円の計上でございますが、前年度同額の計上でございます。

次に3目奨学資金貸付収入に1,150万円の計上で、前年比50万円の減であります。本年度収入見込を計上してございます。

次に4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入に490万円の計上でございます。前年同額であります。簡易郵便局事務受託収入として計上するものでございます。

次に2目民生費受託事業収入99万3千円の計上で、前年同額で後期高齢者医療広域連合からの受託収入見込額を計上してございます。

次のページです。5項1目雑入に1,417万6千円の計上で、前年比141万3千円の減額であります。内容は雑入から次のページの水源地造成事業収入まで、それぞれ本年度収入見込額の計上であります。減の要因につきましては、知内ダム償還金助成が減になったものであります。

次のページ、84ページであります。2目診療所収入に1,371万6千円の計上で、前年比10万8千円の減であります。本年度、湯の里診療所診療収入見込額を計上してございます。

次に20款1項町債、1目臨時財政対策債に1億3千万円の計上で、前年比500万円の減であります。本年度地方財政計画に基づき計上してございます。

次に2目土木債1,780万円の計上で、前年比50万円の減であります。内容は過疎地域自立促進特別事業債に、本年度事業実施に伴い計上をするものでございます。

次に3目教育債4,820万円の計上で、前年比2,440万円の減であります。内容は過疎地域自立促進特別事業債から圧雪車整備事業債まで、本年度事業実施に伴う計上でございますが、減の要因につきましては、昨年のスポーツセンター等耐震改修工事の減によるものであります。

次に4目消防債1,380万円の計上で、前年比7,970万円の減であります。消防施設整備事業債に、本年度事業実施に伴い計上するものであります。減の要因につつま

しては、昨年実施しました消防救急デジタル無線整備事業が減になったものによるものです。

次のページです。5目民生債1,020万円の計上で、前年費200万円の減であります。過疎地域自立促進特別事業債として、子ども医療費拡大助成事業、子育て支援交付金事業への計上であります。

次に6目農業債700万円の計上で、前年比70万円の減であります。過疎地域自立促進特別事業債として、基幹水利施設管理事業へ計上するものであります。

次のページです。7目労働債150万円の計上で、前年同額で、新規高卒者等雇用奨励事業への計上であります。

次に8目林業債650万円の計上で、前年比410万円の減であります。過疎地域自立促進特別事業債として、地域材活用住宅助成事業へ計上するものでございます。

次に9目総務債1,290万円の計上で、前年比1,070万円の増であります。緊急防災・減災事業債として矢越山荘グラウンド整備事業へ計上するものであります。

次に10目商工債6,790万円の計上で、前年比6,660万円の増であります。過疎地域自立促進特別事業債から観光対策事業債まで、それぞれ本年度事業実施に伴い、計上するものであります。増の要因につきましては、新幹線展望塔整備事業によるものとなっております。

次に11目衛生債70万円の計上でございます。過疎地域自立促進特別事業債として、B型肝炎等ワクチン接種事業へ計上するものでございます。

次に11ページをお開きいただきたいと思います。11ページでございます。第2表地方債でございます。臨時財政対策債1億3千万円、過疎地域自立促進特別事業債4,720万円、教育・福祉施設等整備事業債2千万円、圧雪車整備事業債2,600万円、消防施設整備事業債1,380万円、緊急防災・減災事業債1,290万円、新幹線展望塔整備事業債6,130万円、観光対策事業債530万円、合計3億1,650万円をそれぞれ計上するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しを願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで一般会計の説明が終わりました。

---

● 議案第17号 平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第10、議案第17号、『平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 真)

議案第17号、平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。

平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,794万8千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」

による。

第2条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、4千万円と定める。

第3条、歳入歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項で計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

この後、生活福祉課長から予算内容について説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

それでは、歳出より説明致しますので、32ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に248万9千円の計上で、46万9千円の前年度対比で減額であります。内訳につきましては、13節委託料の国保情報データベースシステム改修委託料43万2千円の減が主なものです。

続きまして、33ページ、2目連合会負担金57万4千円の計上で、前年度対比1万1千円の減額であります。内訳につきましては、19節負担金補助及び交付金で、国保連合会負担金の減によるものです。

2項徴税費、1目賦課徴収費316万8千円の計上で、前年度対比10万9千円の増額であります。内訳につきましては、11節需用費、車検整備等で3万1千円の増。それから、12節同じく役務費、保険車検等で3万9千円の増。14節使用料及び賃借料、総合行政システム利用料単価アップで、14万円の増。19節負担金補助及び交付金、渡島檜山地方税滞納整理機構負担金が10万円の減が主なものです。

3項運営協議会費、1目運営協議会費48万1千円の計上で、3万8千円の増額であります。内訳につきましては、1節報酬並びに9節旅費、委員の1名の増によるものです。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、3億9千万円の計上で、前年度同額です。

37ページ、2目退職被保険者療養給付費1,800万円の計上で、前年度対比500万円の減額であります。前年度実績見込額による計上です。

3目一般被保険者療養費450万円の計上で、前年度同額であります。

39ページ、4目退職被保険者療養費15万円の計上で、前年度同額であります。

5目審査支払手数料107万3千円の計上で、前年度同額であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費5千万円の計上で、前年度同額であります。

42ページ、2目退職被保険者高額療養費250万円の計上で、前年度同額であります。

3目一般被保険者等高額介護合算療養費1千円の計上で、前年度同額であります。

それから、4目退職被保険者等高額介護合算療養費1千円の計上であります。

続きまして、45ページ、3項移送費、1目一般被保険者移送費7万円の計上で、前年度同額であります。

2目退職被保険者移送費3万円の計上で、前年度同額であります。

4項助産諸費、1目出産育児一時金420万円の計上で、前年度同額であります。

2目出産育児一時金支払手数料、本年度3千円の計上であります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費45万円の計上で、前年度同額であります。

3款1項1目後期高齢者支援金6,550万4千円の計上で、前年度対比946万5千円の減額であります。19節負担金補助及び交付金、本年度負担見込の計上でございます。

51ページ、2目後期高齢者関係事務費拠出金5千円の計上で、前年度対比1千円の減額であります。

4款1項1目前期高齢者納付金2万9千円の計上で、前年対比9千円の減額であります。

53ページ、2目前期高齢者関係事務費拠出金5千円の計上で、前年度対比1千円の減額であります。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、本年度3千円の計上で、前年度同額であります。

2目老人保健事務費拠出金4千円の計上で、前年度同額であります。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金3,181万3千円の計上で、67万4千円の減額であります。19節負担金補助及び交付金、本年度負担見込額の計上でございます。

57ページ、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金2,243万3千円の計上で、前年度対比782万5千円の増額であります。19節負担金補助及び交付金、本年度負担見込額の計上でございます。

2目共同事業事務費拠出金1千円の計上です。

続きまして、59ページ、3目保険財政共同安定化事業拠出金1,816万4千円の計上で、前年度対比1億3,906万円の減額であります。19節負担金補助及び交付金で、保険財政安定化事業、平成27年度より交付金と拠出金との相殺による減額でございます。

4目保険財政強度安定化事業事務費拠出金1千円の計上でございます。

61ページ、8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費639万円の計上で、前年度対比21万1千円の減額であります。内訳につきましては、8節報償費、11節需用費、12節役務費の減。14節使用料及び賃借料の増が主なものでございます。

それから、63ページにいきまして、10款公債費、1項公債費、1目利子、1千円の計上です。

11款諸支出金、1項償還金、1目一般被保険者保険税還付金70万円の計上で、前年度同額であります。

2目退職被保険者保険税還付金20万円の計上で、前年度同額であります。

3目償還金5千円の計上であります。

12款予備費、1項予備費、1目予備費500万円の計上で、前年度同額であります。

引き続き、歳入を説明致します。7ページをお開きください。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税1億2,843万円の計上で、前年度対比1,202万5千円の減額であります。1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金分滞納繰越分まで、本年度徴収見込額を計上しております。

8ページです。2目退職被保険者国民健康保険税719万2千円の計上で、前年度対比148万5千円の減額であります。1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金滞納繰越分まで、本年度徴収見込みによるものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料8万円の計上で、前年度同額であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金1億3,294万9千円の



計上で、前年度対比632万7千円の減額であります。それぞれ本年度見込額を計上しております。

11ページ、2目高額医療費共同事業負担金422万9千円の計上で、前年度対比57万7千円の増額であります。本年度見込額の計上です。

3目特定健診等負担金121万7千円の計上で、前年度対比9万9千円の減額であります。本年度見込額を計上しております。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金9,515万6千円の計上で、前年度対比252万4千円の減額であります。それぞれ本年度交付見込による計上をしております。

14ページ、4款1項1目療養給付費交付金1,802万6千円の計上で、前年度対比205万1千円の減額であります。本年度見込額を計上しております。

5款1項1目前期高齢者交付金1億912万7千円の計上で、前年度対比608万7千円の増額であります。社会保険診療報酬支払基金から交付見込みによるものです。

つづきまして、16ページ、6款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金422万9千円の計上で、前年度対比57万7千円の増額であります。本年度負担金の収入見込みによるものです。

2目特定健診等負担金121万7千円の計上で、前年度対比9万9千円の減額であります。前年度負担金収入見込みによるものです。

18ページ、2項道補助金、1目財政調整交付金3,964万9千円の計上で、前年度対比167万8千円の減額であります。それぞれ本年度交付見込みによる計上でございます。

7款1項1目共同事業交付金4,059万7千円の計上で、1億3,156万4千円の減額であります。1節高額医療費共同事業交付金2,243万3千円の計上をしております。2節保険財政共同安定化事業交付金、これは、平成27年度より保険財政共同安定化事業の交付金と拋出の相殺による減でございます。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、今年は計上しておりません。

21ページ、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金4,518万4千円の計上で、前年度対比353万3千円の増額であります。1節保険基盤安定繰入金から3節財政安定化支援事業繰入金まで、それぞれ本年度収入見込額によるものです。

この後、23ページの繰越金から30ページまでの11款諸収入、3項雑入、4目退職被保険者返納金まで、前年度同額のため省略します。

引き続き、31ページをお開きください。31ページです。11款諸収入、3項雑入、5目雑入、本年度56万円の計上で、前年度対比15万円の増額であります。特定健診一部負担金の増でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

（ 休憩 午後 2時02分 ）

（ 再開 午後 2時15分 ）

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

### ● 議案第18号 平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第18号、『平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第18号、平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,077万3千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は「第1表歳入歳出予算」による。

この後、生活福祉課長から内容について説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

それでは、歳出より説明致します。12ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に263万9千円の計上で、12万7千円の前年度より増加であります。内訳につきましては、12節役務費で7万4千円の増、14節使用料及び賃借料、総合行政システム利用料の5万3千円の増が主なものです。

13ページ、2項徴収費、1目徴収費27万4千円の計上で、前年度同額であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金5,785万7千円の計上で、前年度対比65万2千円の減額であります。19節負担金補助及び交付金、事務費負担金から保険基盤安定分まで、それぞれ本年度、北海道後期高齢者医療連合会への負担です。

この後、15ページ、保険料還付金から17ページの予備費まで、前年と同額のため、省略致します。

引き続き、歳入を説明致します。5ページをお開きください。1款1項1目後期高齢者医療保険料3,420万3千円の計上で、前年度対比14万円の減額であります。1節後期高齢者医療保険料、2節滞納繰越保険料、それぞれ本年度収入見込額によるものです。

2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料1千円の計上です。

3款1項1目一般会計繰入金2,656万5千円の計上で、前年度対比38万5千円の減額であります。本年度収入見込によるものです。

次に8ページの繰越金から11ページの雑入まで、前年度同額のため、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

---

● 議案第19号 平成28年度知内町介護保険特別会計予算について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第19号、『平成28年度知内町介護保険特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第19号、平成28年度知内町介護保険特別会計予算について。

平成28年度知内町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ4億9,880万3千円。介護サービス事業勘定、歳入歳出それぞれ361万2千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、保険事業勘定3千万円と定める。

第3条、歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用。

この後、内容につきまして、生活福祉課長から説明を致します。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

それでは、歳出より説明致します。31ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費414万8千円の計上で、前年度対比252万3千円の減額であります。内訳につきましては、11節需用費、車検がありまして18万円の増、13節委託料、介護システム改修事業277万1千円の減。23節公課費で3万8千円の増が主なものです。

32ページ、2項徴収費、1目賦課徴収費に10万2千円の計上で、前年度同額であります。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費353万8千円の計上で、前年度対比17万3千円の減額であります。

続きまして、34ページ、2目認定審査費282万3千円の計上で、前年度対比16万4千円の減額であります。12節役務費、医師意見書作成手数料で7万6千円の減。13節委託料で、要介護認定調査委託料で11万円の減が主なものです。

4項運営協議会費、1目介護保険運営協議会費、8万5千円の計上で、前年度同額であります。

36ページ、2款保険給付費、1項保険給付費、1目介護サービス等給付費、4億3,917万8千円の計上で、前年度対比854万4千円の増額であります。本年度給付見込による増額です。

2項高額介護サービス等給付費、1目高額介護サービス等給付費1,080万円の計上で、前年度対比80万円の増額であります。本年度給付見込額によるものです。

38ページ、2目高額合算介護サービス等給付費213万円の計上で、前年度対比13万円の増額であります。本年度給付見込みによるものです。

3項その他諸費、1目審査支払手数料50万円の計上で、前年度同額になります。

40ページ、3款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金1千円の計上で、前年度対比434万1千円の減額であります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目二次予防事業費928万6千円の計上

で、前年度対比13万6千円の減額であります。内訳につきましては、2節給料から4節共済費の人件費で13万4千円の増。8節二次予防事業対象把握事業で27万円の減額が主なものです。

42ページ、2目一次予防事業費414万1千円の計上で、前年度対比89万1千円の増額であります。11節需用費、転倒予防教室事業教材5万3千円の増、13節委託料、水中運動教室事業82万5千円の増が主なものです。

3目総合事業費精算金、本年度10万円の計上で、前年度同額であります。

続きまして、44ページ、2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費1,024万6千円の計上で、前年度対比19万7千円の増額であります。内訳につきましては、2節給料から4節共済費までの人件費で、21万1千円の増。13節委託料14万9千円の減。14節使用料及び賃借料8万4千円の増が主なものです。

45ページ、2目任意事業費116万9千円の計上で、前年度同額であります。

3目生活支援体制整備事業費1,053万3千円の計上です。平成29年度より要支援等が介護保険から総合事業地域支援事業へ移行に伴い、町が中心となって行うことになりました。よって、今年度、支援体制整備を推進するために、新たに予算措置をするものです。内訳につきましては、1節報酬、協議体委員報酬18万4千円、2節給料から4節共済費まで、職員1名分822万1千円、7節賃金、生活支援コーディネーター賃金2名分、193万5千円、9節旅費、委員費用弁償15万1千円、11節需用費3万円、12節役務費通信費1万2千円の計上でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金に2万円の計上で、前年度同額であります。

48ページ、2目償還金1千円の計上です。

3目第1被保険者還付加算金1千円の計上でございます。

50ページ、2項繰出金、1目一般会計繰出金1千円の計上です。

引き続き、歳入を説明致します。5ページをお開きください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料9,323万円の計上で、前年度対比33万3千円の減額であります。本年度収入見込額を計上しております。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料1万円の計上で、前年度同額であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金7,713万5千円の計上で、前年度対比47万1千円の増額であります。本年度の収入見込額によるものです。

2項国庫補助金、1目調整交付金2,941万9千円の計上で、前年度対比61万5千円の増額であります。介護保険給付サービス総額の65%の見込みであります。

2目地域支援事業（介護予防事業）交付金144万3千円の計上で、前年度対比5万9千円の増額であります。これは、介護予防事業費の25%の計上でございます。

3目地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）交付金615万8千円の計上で、前年度対比309万9千円の増額であります。包括的支援事業・任意事業の39%を見込んでおります。

11ページを省きまして、12ページ、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金1億2,673万円の計上で、前年度対比177万9千円の減額であります。給付見込みの28%を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金161万7千円の計上で、前年度対比1万2千円の増額であります。介護予防事業の見込みによるものです。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金 6, 9 9 6 万 3 千円の計上で、前年度対比 2 6 0 万 9 千円の増額であります。本年度の収入見込によるものです。

2 項道補助金、1 目地域支援事業（介護予防事業）交付金 7 2 万 2 千円の計上で、前年度対比 3 万円の増額であります。介護予防の見込によるものです。

1 6 ページ、2 目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金 3 0 7 万 9 千円の計上で、前年度対比 1 5 5 万円の増額であります。包括的支援事業・任意事業の見込額によるものです。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 5, 6 5 7 万 6 千円の計上で、前年度対比 1 1 8 万 4 千円の増額であります。給付見込額の 1 2. 5 % を見込んでおります。

1 8 ページ、2 目地域支援事業（介護予防事業）交付金 7 2 万 2 千円の計上で、前年度対比 3 万円の増額であります。介護予防事業の見込みによるものです。

1 9 ページ、3 目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金 3 0 7 万 9 千円の計上で、前年度対比 1 5 5 万円の増額であります。包括的支援事業・任意事業の収入見込みによるものです。

4 目その他一般会計繰入金 2, 0 9 8 万円の計上で、前年度対比 1 5 7 万 5 千円の増額であります。事務費繰入金の計上でございます。

5 目低所得者保険料軽減繰入金 1 1 7 万 5 千円の計上で、前年度対比 1 1 7 万 5 千円の増額であります。これは低所得者保険料軽減分の繰入金の計上でございます。

それから、2 項基金繰入金、1 目介護保険事業基金繰入金 3 1 4 万 6 千円の計上で、前年度対比 3 1 4 万 5 千円の増額であります。介護保険事業基金繰入の計上でございます。

3 項介護サービス事業勘定繰入金、1 目介護サービス事業勘定繰入金 3 6 1 万 2 千円の計上で、前年度対比 1 5 万 1 千円の増額であります。介護サービス事業勘定繰入金の計上であります。

このあと、2 4 ページの繰越金から 3 0 ページの雑入まで、前年度同額のため、説明を省略させていただきます。

次に介護サービス事業勘定を説明致します。5 6 ページをお開きください。1 款諸支出金、1 項繰出金、1 目保険事業勘定繰出金 3 6 1 万 2 千円の計上で、前年度対比 1 5 万 1 千円の増額であります。

次に 5 5 ページをお開きください。1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画費収入 3 6 1 万 2 千円の計上で、前年度対比 1 5 万 1 千円の増額であります。これは、居宅支援サービス計画の収入を見込んでおります。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

---

## ● 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度知内町公共下水道事業特別会計予算について

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 1 3、議案第 2 0 号、『平成 2 8 年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

### ◎ 副 町 長（網野 真）

議案第 2 0 号、平成 2 8 年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。

平成28年度知内町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億71万4千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

この後、建設水道課長から予算内容について、説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、歳出からご説明致します。13ページをお開きください。13ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,126万1千円で、人件費の変動により、前年度より33万5千円の増額でございます。続きまして、14ページでございます。

2目施設維持費が1億622万7千円で、前年度より5,519万円の増額となっております。これは13節委託料で、電気設備更新工事委託として5千万円、15節工事請負費でマンホールポンプの非常通報装置の更新工事で300万円の増額が主な要因でございます。

次でございます。2款公債費、1項公債費、1目元金が6,788万6千円で、前年度から670万3千円の減額です。

16ページをお開きください。2目利子に1,534万円で、前年度から127万円の減額でございます。

続きまして、歳入をご説明致します。6ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料が3,630万円で、前年度より20万円の増額でございます。工事関係の臨時の使用料分の増額を見込んでおります。

次に7ページでございます。2項手数料、1目手数料が38万円で、前年度と同額でございます。

8ページでございます。2款国庫支出金、1項国庫補助金が設備更新事業にかかる社会资本整備総合交付金として2,900万円で、前年度より2,900万円の増額でございます。次の9ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金が1億1,103万2千円で、前年度より564万8千円の減額となっております。

次、10ページでございます。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に1千円の計上でございます。

次に11ページでございます。1目雑入で1千円の計上でございます。

次のページ、6款町債、1項町債、1目下水道事業債に2,400万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

---

● 議案第21号 平成28年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第21号、『平成28年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第21号、平成28年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。

平成28年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,479万7千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分毎の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

この後、建設水道課長より予算の内容について、ご説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

歳出からご説明致します。11ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は10万1千円で、前年度より1千円の減額でございます。

次に12ページでございます。2目施設維持費は1,017万1千円で、前年度より225万円の増額でございます。これは、委託費でクリーンセンター維持管理委託料の増額分でございます。本年度、ポンプの修繕及び分解点検を予定しております、その金額分の増額でございます。

次に13ページでございます。2款公債費、1項公債費、1目元金1,208万9千円で、前年度より180万円の減額でございます。

次のページをお開きください。2目利子が243万6千円で、前年度より34万1千円の減額でございます。

続きまして、歳入をご説明致します。5ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は270万円で、昨年度と同額の計上であります。

6ページでございます。2項手数料、1目手数料で工事検査手数料として、昨年と同額の1万円でございます。

7ページでございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、2,208万5千円で、前年度から10万9千円の増額でございます。

次のページをお開きください。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、1千円でございます。

次に4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、配当金ゼロでございます。

次のページでございます。5款諸収入、1項雑入、1目雑入に1千円の計上でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

---

● 議案第22号 平成28年度知内町水道事業会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第22号、『平成28年度知内町水道事業会計予算について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第22号、平成28年度知内町水道事業会計予算について。

第1条、総則でございます。平成28年度知内町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。業務の予定量は次のとおりとする。（1）給水戸数2,139戸。（2）年間総給水量854,000m<sup>3</sup>。（3）1日平均給水量2,340m<sup>3</sup>。（4）主要な建設改良事業、浄水施設改良費に4,125万円。配水設備改良費3,405万7千円。営業設備費858万2千円。消火栓設置費510万3千円。

第3条、収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。収入でございます。1款水道事業収益に1億3,975万4千円で、内訳は1項営業収益1億1,908万9千円。2項営業外収益2,066万3千円。3項特別利益2千円でございます。

次のページをお開きください。次に支出でございます。1款水道事業費用、1億2,252万円。内訳は、1項営業費用1億1,409万2千円。2項営業外費用742万6千円。3項特別損失2千円、4項予備費100万円。

第4条、資本的収入及び支出。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額9,102万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額621万4千円、減債積立金775万4千円、過年度損益勘定留保資金7,705万8千円で補填するものとする。

まず、収入でございます。1款資本的収入は572万1千円で、内訳は、他会計補助金として61万8千円、工事負担金として510万3千円でございます。

次に支出でございます。1款資本的支出は9,674万7千円、内訳は1項建設改良費として8,899万2千円、企業債償還金として775万5千円でございます。

次に3ページでございます。第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費2,993万1千円でございます。

第6条、他会計からの補助金。営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は152万4千円である。

第7条、たな卸資産購入限度額。棚卸資産の購入限度額は、1千万円と定める。

予算内容を予算実施計画でご説明を致します。5ページをお開きください。平成28年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入についてご説明致します。1款水道事業収益が1億3,975万4千円でございます。前年度比較でおおよそ370万円の減額でございます。これは1項営業収益、1目給水収益で水道料金収入見込みが減少したことによります。平成27年度発電所の使用水量が26年度よりも大幅に減少しましたので、その分の実績見込みを計上しております。

次に7ページをお開きください。収益的支出でございます。1款水道事業費用が1億2,252万円で、昨年度より84万円の増加と、ほぼ昨年度と同様となっております。平成28年度新たな支出項目だけご説明致します。

9ページをご覧ください。3目総係費、12節委託料で、会計システム決算業務補助委託、これは地方公営企業法に基づいた決算処理をするものでございますが、誤りのない決算書作成のため、会計システム会社へ作業途中の相談、サポート、決算書最終確認作業を



委託するものでございまして、この予算に19万7千円。そして、同じ委託料で料金調定システム改修委託、これは金融機関の口座振替のデータの受け渡し方法が変更になったことから、システムの改修が発生し、その費用に14万円の計上でございます。

次に11ページをお開きください。資本的収入をご説明致します。1款資本的収入は、572万1千円の計上で、前年度より83万円の増額でございます。これは2項工事負担金、1目工事負担金として消火栓更新負担金が510万3千円と前年度より増額したことによります。

次の12ページをお開きください。1款資本的支出は9,674万7千円の計上で、前年度より1,850万円の増額でございます。内訳をご説明致します。1項建設改良費、1目浄水施設改良費として、1節工事請負費に4,125万円の計上で、昨年度より1千万円の増額でございます。浄水場電気計装設備更新工事に2,040万円、水質を測る設備、あとろ過づなの目詰まりを測定する設備などの更新費用、そして、水けいの新設の工事でございます。また、浄水場の電気機械設備更新工事に1,485万円、この工事の内容は、湯ノ里浄水場の発電機の本体工事更新、取水ポンプの更新工事でございます。更に小谷石浄水場に第三者が立ち入りできないようにフェンスを設置する工事に600万円の計上をしてございます。

2目配水設備改良費は、3,405万7千円で、前年度より750万円増加しております。1節工事請負費で、配水管更新工事に2,650万円で、大きな更新箇所は、平成25年度からの継続で、国道228号線スキー場下の更新工事、新たな更新工事として、年に1度から2度、漏水事故のある小谷石滝ノ間の更新工事であります。なお、配水管の更新箇所、新設箇所、消火栓の更新箇所につきましては、建設水道課説明資料見だし5の11ページ、12ページをご覧くださいませようようお願い申し上げます。

2節備用品費で、公用車の購入費292万6千円を計上しております。これは施設の維持管理に使っている車両でございまして、平成14年車217,000km走行した車両でございます。

次に予算書13ページををご覧ください。平成28年度水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。1の営業活動によるキャッシュフローは、当期純損益から支払利息等支払額までの合計でプラス5,555万6千円となります。2の投資活動によるキャッシュフローは、建設改良費にかかる支出と収入の合計で、マイナス7,705万7千円となります。

14ページをお開きください。財務活動によるキャッシュフローは、マイナス775万5千円。資金の減少額、合計した資金の減少額がマイナス2,925万6千円、資金期首残高から2,925万6千円を減じ、資金期末残高が3億6,150万1千円となります。今回のキャッシュフロー計算書をご覧になってわかりますように、今回の予算につきましては、2,925万6千円現金が減るという予算になってございます。これは、内部留保資金が2,925万6千円減るということでございまして、この要因と今後の見通しについて、説明させていただきたいと思っております。平成28年度予算につきましては、料金収入見込みが少ないことと、浄水場の電気設備の更新工事、配水管の更新工事の投資額が例年より多くなったことにあります。今後の更新工事の見込みにつきましては、浄水場の電気計装設備に平成8年度第4次拡張で整備した設備類が相当数残っておりますので、平成32年度くらいまでは、3千万円台の投資が必要と考えております。また、配水管更新工事につきましては、スキー場下の更新工事が平成29年度に完成を見込んでおりますので、その後、大型の更新工事は少し間が空く予定をしております。ですから、平成29年度以

降につきましては、更新工事は1千万円台の投資で済むであろうと考えております。平成28年度予算で重要な管路の欠陥に関して管路調査を実施の上、その調査に基づいて、管の老朽度という尺度で、実態に即した更新計画を策定したいと考えております。したがって、平成29年度からは、更に効率的な更新と合理的な経営を実施し、キャッシュフロー計算書で現金が減少することのないよう計画を立案してまいりたいと考えております。なお、15ページ以降につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。以上、よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

以上で、一括議題の13議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮り致します。只今議題の13議案について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与の上、これに付託して、審査終了まで審議することに致したいが、この取扱いにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩を取消し、会議を再開します。

休憩中に平成28年度予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長からそのことについて報告します。

委員長に敦澤良子君、副委員長に谷口康之君、以上のとおり選任することになりました。委員会の構成は、そのように決定致します。

---

#### ● 散会宣言

#### ◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。予算審査特別委員会の議案審査のため、3月7日については、休会と致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、3月7日については、休会することに決定を致しました。

なお、3月6日は、休日ではありますが、予算審査特別委員会開催によるサンデー議会開催のため、会議を開くことにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。3月6日は、サンデー議会を開催することに決定しました。

なお、会議時間は、午前9時30分からであります。

お諮りします。本日の日程は、全部終了しましたので、これで散会にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて散会致します。

どうもご苦労様でした。

（ 散会 午後 2時50分 ）